# 児童館ガイドラインに基づく

# **児童館** 実践事例集







### はじめに

児童館は、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つであり、 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする ことを目的とする児童福祉施設です。

平成 30 年 10 月 1 日現在、全国に 4,477 か所 (公営 2,595 か所、民営 1,882 か所) の児童館が設置・運営されています。

厚生労働省では、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成 23 年 3 月に「児童館ガイドライン」を策定しました。

その後、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月に「児童館ガイドライン」を改正しました。

「児童館ガイドライン」では、児童福祉法及び子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示すとともに、児童館の活動内容を8つに整理しています。

- 遊びによる子どもの育成
- 2 子どもの居場所の提供
- 3 子どもが意見を述べる場の提供
- △ 配慮を必要とする子どもへの対応
- ⑤ 子育て支援の実施
- 6 地域の健全育成の環境づくり
- ③ 放課後児童クラブの実施と連携

本事例集においても、「児童館ガイドライン」に示す活動内容に沿って、 全国の児童館の実践事例を取りまとめました。各自治体、各児童館等において参考にしていただき、引き続き、児童館が各地域における児童健全育成の拠点として積極的な役割を果たしていただくことを期待しています。

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長 田村 悟



はじめに	1
1 遊びによる子どもの育成	3
「子ども放送局」吉野川市鴨島児童館(徳島県)	
2 子どもの居場所の提供	11
「子どもたちによる主体的な居場所づくり」石巻市子どもセンター らいつ(宮城県)	
3 子どもが意見を述べる場の提供	19
「おばけやしき」八王子市立元八王子児童館(東京都)	
4 配慮を必要とする子どもへの対応	27
「多様性を応援する親の会 ふろしき」うるま市みどり町児童センター(沖縄県)	
5 子育て支援の実施	35
「中高生と赤ちゃんとの交流事業」京都市梅津北児童館(京都府)	
6 地域の健全育成の環境づくり	43
「おでかけ児童館」倉敷市真備児童館(岡山県)	
7 ボランティア等の育成と活動支援	51
「子どもヘルパー」神戸市立長尾児童館(兵庫県)	
8 放課後児童クラブの実施と連携	59
[児童館内における放課後児童クラブの活動] 目黒区立緑が丘児童館(東京都)	
児童館関係資料	67
●児童館の概要	· 68
●児童館数(公営・民営別)の推移	68
●児童館に係る法令等	
<ul><li>児童館の種別 機能・特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	69
●児童の権利に関する条約(抄)	
●児童福祉法(抄)	· 72
<ul><li>●児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)</li></ul>	
<ul><li>児童館の設置運営について</li></ul>	· 75
(別紙) 児童館の設置運営要綱	· 75
●児童館の設置運営について	80
(平成2年8月7日児発123第967号局長通知)	
● 児童館ガイドラインの改正について (平成30年10月1日子発1001第1号局長通知)	83
(別紙) 児童館ガイドライン	84
●「児童館ガイドライン」の改正について	99
●児童館ガイドラインの概要	. 99



児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 遊びによる 子どもの育成

- ① 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- ② 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- ③ 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自 発的に取り組めるように援助すること。

# 子ども放送局

## ■ 児童館の概要

名 称	吉野川市鴨島児童館
設 置 主 体	吉野川市
運営主体	学校法人鴨島学園
開設年月	昭和39(1964)年4月
開館時間	月~金10:00-18:00 土13:00-18:00 休館日:日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
所 在 地	徳島県吉野川市鴨島町知恵島1208-1
ホームページ等	https://www.facebook.com/鴨島児童館-1062211260459259/
児童館種別	小型児童館
占有面積	土地766.43㎡ 建物299.82㎡
職員数	常勤2人、非常勤1人
年間利用者数	約13,000人
自治体の人口	吉野川市/40,648人(令和2(2020)年3月1日現在) (内、鴨島町/約20,000人)
主な利用児童の 学 校 数	小学校5校、中学校2校、高校2校





## 活動の前提にあるもの

鴨島児童館では「子どもの遊び」=「子どもの人生そのもの」と捉え、子どもが自ら「遊び」を考え、作り出し、生きる力につなげることができるよう、環境を整えることに心がけています。「子ども放送局」(動画制作)においては、多様なノウハウや仕組みを持つ団体と連携することで、ハード面、ソフト面共に充実した環境を用意することができました。動画制作における全工程が、子どもたちにとっては遊びの延長にあります。

# 活動の概要

- ●児童館を利用する小中高生を対象に、「子ども放送局」の参加希望者を募集した結果、計12人が集まりました。動画のテーマを考えるところから始め、その中から「現実的で、学びになるもの」を子どもたちが検討し、「食」「動物」「国際交流」「総集編」の4テーマに決定しました。
- その後、子どもたちによる企画会議で、各テーマに適した取材先を選定し、現地へ足を運び、取材や撮影を行い、編集をして10分程度の動画を計4本完成させ、動画共有サービスYouTubeで配信しました。

https://www.youtube.com/channel/UCYJ6S6xD2hHBZrN7I4Y-Pow









#### 遊びによる子どもの育成

#### 連携する団体にこだわる

「子ども放送局」が成功した背景には、児童館の考えや思いを理解しつつ、実績があり、柔軟な発想と実行力を備えたNPOと協働できたことにあります。NPOと協働することにより、児童館だけでは考えが及ばなかったこと、児童館だけでは実現不可能だったことが可能になった部分も多く、子どもたちの「遊び」の世界はより広く、深くなったと思います。

また、今回は、児童健全育成推進財団が協力する「子どものための児童館とNPOの協働事業 (通称:NPOどんどこプロジェクト)」(主催:日本NPOセンター)がきっかけとなりました。

#### 企画会議で勢いをつける

「子ども放送局」を開始するにあたり、まず、事前募集で参加希望のあった12人(小4以上5人、中学生6人、高校生1人)全員で企画会議を行いました。児童館の枠組みにとらわれすぎることを防ぐため、企画会議の進行役はNPOに担っていただきました。子どもたちからは、実現性の低いものから高いものまで、あるいはドッキリ番組のようなエンターテイメント要素の強いものから学びにつながるものまで、多様な企画が提案されましたが、どんな内容でも受け入れ、その場にいる大人が全員で面白がることが大切です。そうすることで、子どもたちは企画会議を「何を言ってもいい場所」として認識し、その後の発言にも行動にも勢いがつきます。

#### 小・中・高校生それぞれが活躍できる活動内容にする

鴨島児童館の主な利用者は小学生ですが、中高生も興味を持てる活動を行いたいとの考えから「子ども放送局」を実施しました。また、小学生だけで「子ども放送局」を実行するのは難しいとの考えもあり、中高生にも参加を呼びかけました。「子ども放送局」における活動内容は簡単なものから難しいものまで多様です。企画を出し合う際に最も数多く出せたのは小学生でした。取材時のレポーター役やカメラマン役は中学生の活躍が目覚ましく、動画の編集作業においては、高校生の存在が不可欠でした。ポイントは、子どもたちの年齢や発達に合わせた活動内容を準備することと、任せる内容を子どもたちの実力よりも「やや上」に設定することです。そうすることで、各自に責任感が生まれ、成功した時の達成感も高いものになります。

#### 柔軟なスケジュール

企画会議から YouTube で配信するまでにかけた時間は約6か月間で、その間、全員で集まったのは4~5回です。特に中高生は、部活動や塾などがあるため、平日に「子ども放送局」に関わることが難しく、取材は週末(開館していない日曜を含む)を利用しました。それ以外のこと(ナレーションの台本作成や、ナレーションの録音、映像の編集など)は、その都度、児童館に集まることができるメンバーで活動しました。必要に応じて、本来は閉館する18時以降に集まったこともあります。スケジュールに柔軟性を持たせることにより、すべての子どもたちが無理なく関わることができたと思います。

# 実践する上での工夫点や注意点





#### 連携団体が持っているノウハウや仕組みを活用する

連携した団体は、世界90か国から国際ボランティアの受け入れも行っており、子どもたちと外国籍の方々との交流が可能なNPOでした。「子ども放送局」のテーマを決める際に、そのことを子どもたちに伝えた結果、「国際交流」がテーマの1つに決まりました。NPOが持っているFMラジオ番組の収録現場(制作スタッフは主に国際ボランティア)を子どもたちが訪問する様子を取材したり、国際ボランティアの方々に来館いただき、子どもたちが英語で質問する様子を取材するなど「子ども放送局」の活動に国際交流の要素を盛り込むことができました。



#### 子どもたちの決定を尊重する

子どもたちが取材先の選定を始めた当初は、児童館がある吉野川市内にこだわる傾向がありましたが、意見を出し合ううちに、子どもたちから「市外に取材に行きたい」という要望とともに、具体的な取材先が提案されました。遠方まで足を運ぶことは、子どもに対する安全への配慮の度合いが増すが、子どもにとって、こうした「小さな旅」は「遊び」であり「冒険」です。そこには成長につながる要素も多くあると考え、子どもたちの決定を尊重しました。



#### カメラは2台回す

子どもにカメラの撮影を任せていると取材対象者(物)に夢中になってしまうことがあります。そうしたことに備え、カメラは2台持参し、1台は子どもが回し、1台は児童館職員やNPOスタッフが回すようにしました。ただし、子どもの目線ならではのカメラワークがとても興味深いことが多々あるため、子どもが撮影したものを最優先することが大切です。



#### YouTube で公開するリスクを知る

「YouTube で公開する」=「全世界に公開される」ことを説明し、子ども同士でも議論してもらいました。その結果、個人が特定されるような情報は流さないというルールのもと、公開する決定をしました。また、公開することについては保護者の了承も得ています。

# 活動を通して見られる子どもの変化



子どもたちは本活動を通して数多くの「知らないことを知る経験」を得ます。動画制作のノウハウを学び、実際に制作したり、取材先までの交通手段を調べて、自分で切符を買って移動したり、取材先で見聞きしたことを含め、一人ひとりの知的能力が大きく向上しました。多様な人と関わることで、社会性も身に付いたと思います。異年齢の集団で活動をすることにより、年齢が上の子が下の子の面倒を見る機会が増えました。また、相手の意見を尊重する力も身に付きました。

# 「子ども放送局」に参加した感想

※一部抜粋



子ども放送局でしか 経験できないことが たくさんあったので、 参加してよかった 外国の人と 話をすることで、 英語を身近に 感じることができた

初めて知った ことがあって 楽しかった

来年もあるなら、 また参加したい

など





## 活動がもたらす多様な効果



「子ども放送局」を通じて、子どもたちは外国人と関わるようになり、多様な国々の言語や文化に触れることができました。また、これを機に国際ボランティアの方々が、普段の児童館活動にも参加してくれるようになり、国際交流がますます活発になっています。児童館での国際交流は、保護者にも好評です。中には、保護者自身が国際交流を望んで来館するケースもあります。また、子どもたちが地域に出ていくようになってから、地域住民の方々が児童館の夏祭りに揚げ物の調理器具(フライヤー)を貸してくださったり、バザー用品を提供してくださったり、児童館に10日間限定で来た国際ボランティアの住まいを提供してくださるなど、地域の方々とより良好な関係が築けるようになりました。さらに、YouTubeでの公開について子どもたちが話し合う場は、ネット社会について深く考えるよい機会になりました。個人差はあると思いますが、インターネットに関する危機管理能力も高まったと思います。

# 活動を通して得た「気づき」





#### 子どもの深い考察力

子どもたちが考えた取材項目の中には、職員が感心させられるものがありました。例えば、チュロスカフェを取材した際には、食物アレルギーのきょうだいを持つ子どもが、チュロスの材料について質問をしたり、小麦粉や牛乳にアレルギーがある場合にどう対応してくれるかなどを尋ねる場面が見られました。



#### 動画制作は「表現の場」になる

子どもたちが思っていることや考えていることは、なかなか知ることができません。 言葉数が少ない子どもの場合はなおさらです。動画制作を通して、普段は物静かな子 どもが、とてもクリエイティブな提案をしたり、ユニークな表現をするケースがあり、 子どもの新たな一面に気づく機会になりました。



## 職員による自己評価

- 1. 子どもの参画度
- 2. 福祉的配慮· 合理的配慮
- 3. 地域との連携
- 4. 安全性



- 1. 子どもの参画度…5
- 2. 福祉的配慮・合理的配慮…4

普段から合理的配慮を心がけ、いかなる状況の子どもでであっても受け入れていますが、本活動においては、特に意識していたわけではありません。

- 3. 地域との連携…5
- 4. 安全性…4

安全の確保については最大限に配慮していましたが、児童館の敷地外に出ることが必要不可欠な活動だったため、児童館内で完結する活動に比べると、安全性の度合いは多少下がります。







児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 子どもの 居場所の提供

- ① 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- 2 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- 3 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

# 子どもたちによる 主体的な居場所づくり

#### ■児童館の概要

名 称	石巻市子どもセンター らいつ
設 置 主 体	石巻市
運営主体	いしのまき子どもセンターコンソーシアム ※「NPO法人ベビースマイル」と「NPO法人子どもにやさしいまちづくり」 の2団体で構成された任意団体
開設年月	平成26(2014)年1月
開館時間	月~日9:30-19:00 ※子どもだけで来館している場合、小学生は17時まで 休館日:祝日、毎月第1・3木曜日、年末年始(12/29 ~ 1/3)
所 在 地	宮城県石巻市立町1-6-1
ホームページ等	http://www.ishinomaki-cc.jp/
児童館種別	児童センター
占有面積	土地557㎡ 建物306㎡
職員数	常勤5人(館長1人含む)、非常勤5人
年間利用者数	約30,000人
自治体の人口	石巻市/142,349人(令和2(2020)年2月末現在)
主な利用児童の 学 校 数	小学校5校 (土曜日に遠方から来る場合もあり、それを含めると5校 以上になる) 中学校5校 高校5校

※ 利用者の年齢層の内訳:乳幼児3割、小学生3割、中学生2割、高校生2割





# 活動の前提にあるもの

東日本大震災直後の平成23 (2011) 年5月から6月にかけて、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (以下、SCJ) が宮城県と岩手県の子どもたち約1万人を対象にアンケートを実施した結果、90%近い子どもたちが「まちのために何かをしたい」と思っていることが明らかとなりました。その声を踏まえ、SCJによる呼びかけで両県に「子どもまちづくりクラブ」が発足。石巻市の子どもまちづくりクラブでは、子どもたち自らが「どんな石巻にしたいのか」を真剣に話し合い、「夢のまちプラン」を作成し、市に提案しました。そのプランに書かれていたさまざまな想いを実現化したのが子どもセンターです。子どもまちづくりクラブの子どもたちが考えた子どもセンターのコンセプトは次の通りです。

- ・石巻の活性化のために中高生が中心となってつくり、運営していく施設
- ・みんなが過ごしやすく、子どもの想いを世間の人たちに伝えられる場所

# 活動の概要

- 石巻市では、平成21(2009)年に「子どもの権利に関する条例」が制定されており、 そこには、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」 を保障することが謳われています。子どもセンターでは「子どもの権利」を軸に、 子どもの声を反映した運営を行っています。
- ●子どもセンター自体が「子どもの居場所」であり、すべてのプログラムが「子どもの居場所」だといえますが、「子どもの居場所」=「子どもの声に基づいた運営」という意味では、子どもが意見を述べる場になっている「Big Voice」や「子ども会議」が、「子どもの居場所」に最も関係するプログラムだと思います。

#### ● 「Big Voice」(年に1度開催)

子どもセンターの事業に子どもたちの声を生かすために、利用者なら誰でも参加できる取組です。今ある事業についての意見や要望、改善点、今後やってほしい事業内容など、様々な意見を聴くために、子どもたちが利用者に直接ヒアリングしたり、アンケートをとったりします。

#### ●「子ども会議」(月に1~2回)

小学4年生から高校生が対象です。自らの希望で子ども会議のメンバーになった子どもたちは、月に1~2回集まり、子どもセンターの運営や使い方について自由に意見を出し合います。



#### 子どもの居場所の提供

#### 「独自に職員の「行動規範」を作成し、支援の軸とする」

子どもセンターには、独自で作成した「行動規範」や「らいつ職員が大切にしたいこと 10 か条」があり、それを共通認識として、軸にしながら、一人ひとりの子どもと向き合っています。例えば、「子どもと二人きりになるときは他の職員に知らせる」といった行動規範を守ることで、「子どもの居場所」としての質を担保しています。

#### すべての子どもに共通する環境づくり

BigVoiceや子ども会議でそれぞれの世代の子どもたちの声を集め、0~18歳までの子どもが自ら子どもセンターの環境について考え、意見を言うことができる機会をつくっています。それにより、どの世代の子どもたちも過ごしやすい場を自らが主体となってつくっています。

#### 職員をニックネームで呼んでもらう

子どもの権利の視点から子どもも職員も「対等な一人の人間」として向き合いたいという思いから、子どもにも保護者にも「先生」ではなく「ニックネーム」で呼んでもらうようにしています。また、職員が「指導する特別な存在」にならないよう、エプロンやそろいのシャツは着用せず、服装は自由としています。

#### アイメッセージを意識して話す

職員との距離が近くなると、職員に対する言葉づかいが粗くなることがありますが、そうした場合でも「(あなたは) そんな言葉づかいはやめなさい」といった、指導的ニュアンスの強いユーメッセージではなく、「(私は) その言葉で傷ついたよ」というふうにアイメッセージで、受け手での感情を伝えるようにしています。アイメッセージは子どもが自ら考える力にもつながるだけではなく、「居やすい」雰囲気をつくる上でも、役立つと考えます。

#### 発達に応じた援助をする

#### 【小学生】

学校や学年が違う子どもたちが同じ空間にいても、誰もが違和感なく過ごすことができるよう、学校単位でかたまっているようなときは職員が自然な感じで間に入り、交流を促すようにしています。なお、けんかが起きた場合は、最初から仲裁には入らず様子を見守り、けんかの後には、両者をフォローできるよう、職員同士で情報の共有をしています。

#### 【中高生】

進学や就職で、悩んだりする年代ですが、考える力も実現する力も備えている一人の人間として向き合うようにしています。中高生のけんかはメンタル面で傷つく(傷つける)傾向があるので、友達と一緒にいる中で一人だけが浮いている雰囲気はないかどうか、普段とちがう様子はないかなど、「気づく」ことができるよう、注意しながら見守ります。

# 実践する上での工夫点や注意点





#### 中高生と大人が出会うしかけ

子どもセンターでは、子どもたちは幅広い大人と出会うことができます。20代の若い職員に色々な話を打ち明ける中高生もいれば、年配の職員に自分の話を聞いてもらう小学生など様々な姿が見られます。また事業の講師として地域の方をお招きし、遊びボランティアとして地元の大学生が関わるなど子どもたちが年齢も職業も様々な大人と出会うしかけを意識しています。



#### チャレンジの機会を提供し「できること」を奪わない

小さな成功体験を積めるよう、子どもの年齢や特性を見極め、些細なことであっても「やってみる?」とチャレンジする機会をたくさん提供するようにしています。そして「子どもたちは、さまざまなことを『できる』存在である」と、まずは職員が信じ、それを子どもに伝えることが大切です。それにより、子どもたちは「自分にもできそう!」と思えるようになります。そして「できそう」なことは決して手伝いません。「できること」を奪ってはいけないと職員間でも話しています。「自分でできた」という経験が、自己効力感や自己肯定感を高めることにつながると考えています。



#### 中高生向けのパンフレットを準備

パンフレットは一般向けとは別に、中高生専用のパンフレットも準備しています。中高生が映った写真を掲載し、中高生にとってキャッチーな文章を掲載しています。例えば、防音室でギターを弾く男子高校生の写真には「ロックンロールをイメージした防音室。音楽利用ができるよ」の言葉や、「事前に申請すれば、誕生日パーティーや部活の打ち上げ、試験前の勉強会などを目的に部屋を貸し切り利用ができます」といった言葉が並んでいます。中高生専用のパンフレットがある理由は、中高生になって初めて来る利用者に向けた意味もありますが、小学生のときから来ていても中高生ならではの利用の仕方を知らない場合があるためです。また、「いつでもおいで!」とか「一人で来ても大丈夫だよ」といったことは、普段から言葉にして伝えています。



#### 子どもが「したいこと」を応援する

子どもセンターには、小中高生自らが「やってみたい」と思ったことを、いつでも自由に提案できる「子ども企画」という仕組みがあります。子どもたちによる提案は、子ども会議で議論され、承認されると企画として動き出します。一方で、子どもセンターへ来ても、どのプログラムにも参加しない子どももいます。それも子どもが自分で選んだ選択の1つと捉えて、たとえばソファに寝転がって過ごすことも尊重し、必要に応じて、その子の居場所を守ります。例えば、不登校の生徒が平日の日中に来館していると、乳幼児の保護者が、悪気なく「学校は?」と尋ねてしまうようなことがあります。そんなときに、職員は間に入って、「学校に行きたくないときって、誰にでもありますよね」といった言葉をかけるなどして、子どもが「休める居場所」を保障できるよう心がけます。

## 活動を通して見られる子どもの変化



#### 【事例1】

男子高校生A君は、中学生のときに初めて来館し、頻繁に利用するようになりました。当初は来館してもバスケットをするだけでしたが、職員が「子ども会議」や「子どもまちづくりクラブ」に誘うと、参加するようになりました。しかし、話し合いの場には来ても積極的な発言はなく、「特に意見はない」と言うばかりで、本来は職員の仕事である記録係をするのみでした。ところが、A君にとっての先輩世代が卒業すると主体的な発言が増え、他の子どもたちと積極的に関わるようになり、リーダー的存在になったのです。また、以前は、友達と衝突すると感情を相手にぶつけて終わりでしたが、徐々に自分の気持ちや考えを落ち着いて言葉にできるようになり、「もし自分がまちがえていたらごめん」と言えるようになりました。A君自身が「ここ(子どもセンター)は自分の第二の家だ」と話していたので、子どもセンターがA君の居場所として機能していると思います。

#### 【事例2】

3年生の男子児童B君は、小1から子どもセンターを利用しています。学区外のため、来館するのは週末のみです。開館と同時に保護者と一緒に来て、保護者はB君を置いて17時になると迎えに来ます。当初、B君は一人でテレビゲームをしたり、DVDを見たりするだけで、同年代の子どもたちと遊ぶことはしませんでした。職員が話しかけてもそっけない態度でした。そんな状態で2年ほどが過ぎたころ、子どもたちの間でカードゲームが流行りだし、それを機に、他の子どもたちと交流するようになりました。次第に友達も増え、今ではカードゲーム以外の遊びを他の子どもたちと楽しむようになりました。特別なプログラムに参加しなくても、「居場所」があれば社交性が身に付くという事例だと思います。





# 活動がもたらす多様な効果



#### 【小学生の参加が多い事業】

- ●「アートラボ」···芸術を通じて表現方法の多様性やものづくりの楽しさを知る事業です。 どのような芸術を学ぶかは、アンケートに書かれた子どもの意見に基づいて決定され るため、自分の意見が認められる体験を通して自己肯定感が育ちます。
- ●「料理王|…食を通じて、子どもたちが地域や社会と交流を深める事業です。講師には 地域の方を招くため、地域交流にもつながります。
- ●「Earth Teens」…社会・人権・平和をテーマに、子どもたちの「知りたい」「やりたい」 そして「考えたい」気持ちを育てる事業です。野外での活動も多く、心身の健康増進 や知的・社会的能力の向上にもつながります。

#### 【中高生の参加が多い事業】

●「青春力」 -Youth Power-…中高生世代が様々なテーマを通じて地域や社会に感心を 持ち、つながることができる事業です。外部から講師を招いて活動することもあれば、 地域に出向いて活動をすることもあります。ときには「恋愛」といった身近なことをテー マに、利用者同士で語り合う中で、デートDVに関する意見交換などをして、「人権と は?」「権利とは?」について考えたりもします。

#### 【全世代を対象とする事業】

- 「Big Voice」(P13を参照)…小学生から高校生までの子どもたちが集まり意見を出し 合うため、自主性や社会性が育まれます。また、「Big Voice」で子どもから出された 意見は各事業や利用方法に反映されるため、自己効力感が向上します。
- ●「子ども会議」(同上)



# 活動を通して得た「気づき」





#### 「子どもが子どもらしくいられる場所」の大切さ

子どもセンターは、東日本大震災の発生から約3年後に開設しましたが、その時点でも なお、多くの世帯が仮設住宅で暮らしており、大人も子どもも落ち着かない状況でした。 仮設住宅では生活音を互いに気にしながらの生活ですから、子どもたちも「遊ぶ」こと にも多くの我慢を強いられていたと思います。そんな中で子どもセンターに足を運ぶよ うになった子どもたちは、やはり落ち着かない様子で、気が立っている子どもが多く、 最初のころは子ども同士の衝突が数多く見受けられました。それでも、誰にも気兼ねせ ずに思い切り走ったり、大きな声を出したり、友達と遊んだり、子どもセンターが「発 散の場」になっていたと思います。普段から居場所としての機能を大切にしていますが、 有事の際は特に「子どもの居場所」として重要な役割があると考えています。



#### 職員による自己評価

- 1. 子どもの参画度
  2. 福祉的配慮・
  合理的配慮
  3. 地域との連携
  4. 安全性
  (防災について)
  0 1 2 3 4 5
- 1. 子どもの参画度…5
- 2. 福祉的配慮・合理的配慮…4

福祉的な課題のある子どもに対応するため、関係機関と連携したり、職員間で情報を共有するなど、合理的配慮は常にしていますが、要保護児童対策地域協議会にはまだ入ることができていません。

3. 地域との連携…4

市街地の活性化に関与したり、町内会の会議にも出席するなど、地域とは よい関係を築けていると思います。ただ、より広い地域を巻き込んだ活動や、 日常レベルでの連携の仕方もあるのではないかと思います。

4. 安全性…防災については 3

それ以外(遊びに関するリスクハザードや、職員やスタッフに対する教育など)については5

子どもセンターは、東日本大震災時に津波が来た場所にあることから、防 災に関するプログラムも多数実施していますが、その内容は検証しきれて いません。



#### 学校との連携について

子どもの権利は、学校でも家庭でも地域でも、どこにいても守られるべきものです。そ のため学校と連携していきたいと思います。

#### ●「児童館を利用した経験のある若者支援」について

子どもセンターを利用していた若者が、懐かしんで職員に会いに来たり、困りごとがあって来館したりすることがあります。その場合は、18歳以上であっても、必要に応じて公的機関や民間団体につなぎます。かつての利用者のSOSも受けとめられる「居場所」であるためには、普段から関係機関とつながっておくことが大切だと思います。また、開館当初からの利用者OBが1人、職員になっています。その職員は、子どものころに主体性を尊重されてきたから、自分が大人になってから、子どもの主体性を自然に尊重できています。こうしたいい循環を地域の内外に広げることも、児童館の大切な役割だと考えています。

3

児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 子どもが意見を述べる場の提供

- 1 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が 尊重されるように努めること。
- 2 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようにすること。
- 3 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心と なり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り 上げることができるように援助すること。
- ④ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

# おばけやしき

#### ■児童館の概要

名 称	八王子市立元八王子児童館
設 置 主 体	八王子市
運 営 主 体	八王子市子ども家庭部児童青少年課
開設年月	昭和48(1973)年6月
開館時間	平日10:15-19:00 第4日曜日9:15-18:00 ※小学生は10月~2月は17時まで、3月~9月は17:45まで 休館日:第4日曜日以外の日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
所 在 地	東京都八王子市大楽寺町508-3
ホームページ等	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/ kosodate/017/003/jk002/p000999.html
児童館種別	小型児童館
占 有 面 積	土地1284.71㎡ 建物372.00㎡
職員数	常勤3人、非常勤2人
年間利用者数	平成30年度館内利用者数 20,631人 平成29年度館内利用者数 23,616人 ※そのほか、出張児童館等の館外事業も行っています。
自治体の人口	八王子市/562,480人(令和元(2019)年12月末現在)
主な利用児童の 学 校 数	小学校5校、中学校5校、高校は多様 ※登録者の学校数としては、全体で小学校23校、 中学校21校、高校47校





## 活 動 の 前 提 に あ る も の

元八王子児童館では「子どもの遊び」において、「子どもたちが主体的に遊ぶこと」を大切にしています。「おばけやしき」についても、企画、制作、当日の運営に至るまでのすべてを実行委員の子どもたちに任せています。「どんな『おばけやしき』にしたいのか?」、「どうすれば実現できるのか?」など、子どもたちは自由に意見を出し合いながら準備を進め、当日も主体的に運営に携わります。

# 活動の概要

- ●児童館が会場となる「おばけやしき」(開催期間は6日間)は、毎年2月の恒例 行事となっており、ここ数年の来場者数は1,000人を超え、地域以外の住民に も知られる一大イベントになっています。
- ●「おばけやしき」の企画、制作、当日の運営を担っているのは、小中学生による「実行委員会」の約100人です。実行委員を務める約20人の小学生は、普段から児童館を利用している子どもたちで、自らの意思で実行委員に登録しています。
- ●実行委員を務める中学生は、児童館近くの中学校(2校)の生徒会、美術部、 DIY部に所属する約80人で、部活動を兼ね、それぞれの得意分野で力を発揮し、 「おばけやしき」の内部を作り上げていきます。

#### ~元八王子児童館の「おばけやしき」の特徴~

児童館の利用者は0歳児から18歳未満と年齢に幅があることから、元八王子児童館では、実行委員となった子どもたちに「怖いだけの『おばけやしき』ではなく、来てくれた人が楽しみ、感動できる『おばけやしき』にしよう!」と呼び掛けています。そのため、元八王子児童館の「おばけやしき」には、未就学児が喜ぶキャラクターなどの手作り装飾が施されている一方で、大人顔負けの奥行きのある世界が遠近法で描かれていたり、来場者が乗れるトロッコを走らせるなど、「おばけやしき」自体がエンターテイメント性のあるテーマパークのような空間になっています。



#### 子どもが意見を述べる場所の提供

#### 実行委員会

#### 【小学生】

事前に登録した小学生(複数の小学校の小4~小6の約20人)による実行委員会の日時が決められているのは、第1回目のみとなっています。日時を決めても、習い事などがあり全員が揃うことは難しいため、2回目以降からは、実行委員の子どもたちが児童館に来たときが実行委員会の日になります。その日に来館した実行委員が主体となり、必要な話し合いを行い、決定し、作業に取り組みます。自ら希望して実行委員になった子どもは、前向きに取り組むことが多く、実行委員会に参加するために習い事に行く前の10分間だけ顔を出す子どもがいたり、前年度に実行委員を経験している子どもたちが、引っ張っていく様子も見受けられたりします。来場者を喜ばせてあげたい、良いおばけやしき作り上げたいという共通の目的のもと、協力して取り組むことで、学校や学年の枠を超え、縦横のつながりが生まれています。

#### 【中学生】

児童館の近くにある2つの中学校の生徒たち(約80人)が関わっています。2校における生徒会と美術部、内1校のDIY部の生徒たちが、実行委員を務めます。部活動を兼ねていることから、主な活動場所は学校になりますが、トロッコの設置や、大型絵画の搬入など、必要に応じて児童館へ来館する機会もあります。また、小学生のときに実行委員を務めた生徒が各部に一定数いるため、来館した際に、館内にいる小学生の実行委員に助言をすることもあります。中学生になると部活動や習い事で多忙になるため、児童館を利用する機会は減るものの、「おばけやしき」に関わりたいという理由で、美術部やDIY部に入部する子どももいます。

#### 【小学生、中学生に共通】

子どもたちから新しいアイデアが出た場合は、その実現に向けた支援を必要に応じて行います。例えば、平成30 (2018) 年度の「おばけやしき」においては、中学生から「小学生が帰った後の17時から18時までの1時間は、来場者が中学生以上になるので怖さのレベルを上げたい」といった意見が出たことから、生徒たちで話し合い、新たな試みとして衣装を着用しました。

# 実践する上での工夫点や注意点





#### 子どもたちが意見を述べやすい雰囲気をつくる

子どもたちは、学校や学年が異なる場合もあり、特に最初の段階においては、意見を述べることを躊躇しがちです。そこで、職員が子どもたちの間に入り、意見を引き出すことが重要になります。職員が、子どもたちから出る意見やアイデアを全面的に尊重し、受け入れることで、「何を言っても否定されない」、「どんな意見やアイデアでも自由に言葉にしていい」という雰囲気がつくられていきます。



#### 意見やアイデアを共有し、サポートする

子どもたちの達成感は、完成したものがイメージに近いかどうかによることから、職員には子どもたちとイメージを共有することが求められます。そこで、計画の段階で、子どもたちが思い描く『おばけやしき』を絵で表現してもらっています。小学生はイメージしたり、意見を述べることはできても、実現するための方法で行き詰まることが多いため、職員は必要に応じてサポートをすることが大切です。



#### 無理はさせない

小学生が実行委員に登録できるのは4年生からになりますが、習い事をしている子どもの割合は高く、児童館に来られる日や、児童館にいられる時間には限りがあり、活動を強制しないことが大切です。「来られるときだけでいい」という考え方を明確に打ち出し、無理をさせないようにすることで、やらされるものではない、自主的な活動となっています。中学生の実行委員においては、部活動の一環にもなっていることから、美術部員が「おばけやしき」のために制作した作品を作品展に展示するなど、部活動と実行委員としての活動が両立できるよう配慮されています。



#### 完成形を決めない

「おばけやしき」には、「完成」はありません。職員の目には「未完成」と映ったとしても、ある程度形になっていれば、大半の子どもが満足します。逆に、職員が「完成」と思っても、子どもたちが作業を続けることもあります。また、6年生が手掛けた完成度の高いものを見た4年生が「来年は、もっと頑張りたい」と口にすることもあります。完成形を決めないことが、想像力に広がりを持たせ、子どもの意欲につながります。



#### 「楽しかった」という記憶を大切にする

一度、実行委員を務めた子どもたちに、翌年も務めてもらうためには、「楽しかった」記憶が必要です。上記の工夫点や注意点は、すべて、子どもたちの「楽しかった」を醸成するためのものといえます。

# 活動を通して見られる子どもの変化



最初は指示を待つことが多かった子どもたちが、日を追うごとに、自主的に発言し、意欲的に実行委員としての責任を果たすようになります。また、「おばけやしき」への参画を機に、他のプログラムにも意欲的に参加するようになる子どももいます。学校関係者からは「『おばけやしき』の実行委員を務めたことが自信となり、学校での発言回数が増えた」といった報告も寄せられています。子どもたちは「自分の意見を言う」、「人の意見を聞く」、「自分の意見が通る、通らない」といった経験を通して、同じ目標に向かう場合でも、意見やアプローチの仕方は多様であることを学び、成長していると考えられます。その成長を妨げないためにも、職員が関与しすぎないことが大切です。

# 「おばけやしき」の実行委員の感想

※一部抜粋



みんなで一緒にやって、 うまくいった。 実行委員を やってよかった

(来た人たちに) 『すごいね』とほめられて うれしかった 学校の朝会で 話してもらえて うれしかった

## 「おばけやしき」の来場者の感想

※一部抜粋



よく作ったね。 感心しました。 来年も楽しみです (学校関係者) 美術部の絵が すごい! (子ども)

怖さもあり、癒しも あり、不思議な世界 に迷い込みました (大人)

中学生の一生懸命さを感じた (学校関係者)

おばけがやさしく 道案内をしてくれ て楽しかった (子ども)

小学生と中学生が協力しあって1年11上げ、 運営をするという素晴らしい取組だと思い ます (大人)

など

# 活動がもたらす多様な効果



#### 【小学生の場合】

小学生の実行委員は、自分たちが所属する学校の校長や、担任の教諭宛に招待状を作成します。招待された小学校関係者のほとんどが「おばけやしき」を訪れ、そのクオリティの高さに驚き、子どもたちが作り上げた「おばけやしき」という作品を高く評価するため、子どもたちの自己肯定感が高まる機会になっています。また、小学校と児童館とのつながりが深まるというメリットもあります。

#### 【中学生の場合】

中学生の場合、実行委員を対象とした「説明会」が毎年11月に、児童館で開かれます。そこには、各校の校長や部活の顧問、児童館の設置運営主体である八王子市子ども家庭部児童青少年課の職員も同席します。説明会では、前年度の様子や来場者の感想などが伝えられ、学校や部活が異なる中学生たちの共通理解の機会であるとともに、「協調性」や「やる気」を醸成する機会になっています。また、部活動を巻き込んだ取組になっているため、「おばけやしき」の目的や概要を知らない教員や管理職が赴任してきた場合は、学校関係者向けの説明会も行っています。中学生実行委員の活動内容は学校に委ねていますが、「子どもの主体性を重んじる」児童館の考え方は、学校関係者と共有されており、生徒たちが自由に意見を出し合う雰囲気は確立されています。

#### 【小学生、中学生に共通】

子どもたちは、地域のコンビニエンスストアや銀行などに出向き、「おばけやしき」のポスターを掲出してもらうための交渉も行います。これにより、子どもたちは地域とつながり、地域が子どもたちを見守る目も育まれることを期待してます。また、「おばけやしき」はテレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパーなど各種媒体で紹介されることもあり、来場者の年代は多岐にわたり、平成30(2018)年度の来場者数は1,000人を超えました。そうした中で、「地域の大人」から「すごいね」、「おもしろかった」、「感動した」と評価されることは、子どもたちの大きな自信につながります。また、来場した学校関係者が、学校では見せない子どもの新たな一面に出会うこともあり、子どものことを多面的に理解する意義深い活動になっています。

#### 【実行委員会OB・OG】

実行委員を経験したことがある高校生や社会人がボランティアとして、「おばけやしき」 の運営を手伝いにきてくれることがあります。卒業生が気軽に顔を出せる良い機会にも なっています。

# 活動を通して得た「気づき」





#### 子どもが持つ力

子どもたちが自由に意見を述べられるようになると、とても豊かな想像力で、大人では思いつかないようなことを提案します。また、自主性を尊重することで、思わぬ実行力を見せるなど、子どもが持つ力には、驚かされます。

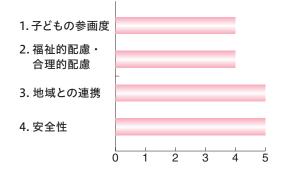


#### スケジュール管理も工夫

実行委員になることができる4年生にもなると、大半の子どもたちが習い事をしており、児童館側がスケジュールを組んでも、なかなかうまくいきません。ところが、スケジュールの管理も子どもたちに委ねるようにすると、工夫して、隙間の時間を見つけて集まろうとする傾向が見られます。中学生、高校生がさらに忙しいのは言うまでもありません。



#### 職員による自己評価



#### 1. 子どもの参画度…4

高校生に関しては、参画の度合いが上がっていません。

2. 福祉的配慮・合理的配慮…4

「おばけやしき」は入場無料であり、用いる材料も児童館で用意しているため、誰でも参加できます。障害があることを理由に参加が拒否されることもありませんが室内を迷路のようにしている関係で、車いすでの入場は難しいです。

- 3. 地域との連携…5
- 4. 安全性…5



八王子市では、市内にある全児童館が一緒に実施する事業や、ブロックごとで活動する 事業があります。そうした共同の事業においては、各館の館長、運営主体の八王子市子 ども家庭部児童青少年課の職員が、情報を共有したり、意見交換を行ったりしています。 職員研修の一環として、職員が他児童館の活動を見学に行くこともあります。いずれも、 職員が引き出しを増やす上でとても役に立っています。



児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 配慮を必要とする子どもへの対応

- 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ② 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭 や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居 場所となるように配慮すること。
- ⑤ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、 万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員 等が協力して適切に対応すること。
- ④ 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- 5 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに 通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- ⑥ 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓□としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- ▽ 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮に努めること。

# 多様性を応援する親の会 ふろしき (障害のある子どもの親の会)

#### ■児童館の概要

名 称	うるま市みどり町児童センター
設 置 主 体	うるま市
運営主体	一般社団法人りあん
開設年月	平成 8 (1996) 年 6 月 ※指定管理者制度の導入: 平成19 (2007) 年~現在
開館時間	月~金10:00-18:00 土・長期休暇期間8:00-18:00 ※中・高校生は20:30まで 休館日:日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
所 在 地	沖縄県うるま市みどり町6-9-1
ホームページ等	https://www.city.uruma.lg.jp/sp/kurashi/119/781/782
児童館種別	児童センター
占有面積	土地約916.84㎡ 建物416㎡
職員数	常勤8人(館長1人含む) ※館長1人、児童厚生員2人、放課後児童クラブ指導員2人、障害児担当2人、 事務局1人
年間利用者数	約14,000人(平成30(2018)年度) ※平成30(2018)年度以前は平均12,000~13,000人だったが、中高校生世代の居場所事業を開始したところ、利用者数が1,000人ほど増えた ※利用者の内訳:乳幼児1割、小学生7割、中高生2割
自治体の人口	うるま市/124,681人 (令和2(2020)年3月1日現在)
主な利用児童の 学 校 数	小学校1校(土曜日のみ別の1校と併せて2校になる) 中学校主に1校 高校は複数校





# 活動の前提にあるもの

10年ほど前から、児童センターには次のような声が寄せられていました。

母親 A さん: 「うちの子は発達障害があり落ち着きがない」と保育所に説明をし

たところ、「育て方のせい」にされた。

母親Bさん:発達障害の子どもが通う小学校に学習サポートを求めたところ「一

人だけ特別扱いすることはできない」と言われた。

当事者の悩みに最も共感できるのは同じ当事者であると考え、障害のある子どもを持つ母親Cさんに「親の会」を児童館と一緒に立ちあげることを提案したところ、快諾してくれました。そうして始まったのが「ゆんたく広場 さくらんぼ」です。その後、会の名前が「多様性を応援する親の会 ふろしき」(以下、「親の会」)となりましたが、会の趣旨や活動内容に大きな変更はありません。

# 活動の概要

#### 【目的】

- ●障害(障害の種類は問わない)のある子どもを持つ保護者が集まり(子連れも可)、 当事者同士のフリートークの中で、日ごろの思いや悩みや吐露し、共感し合い、 エンパワメントしあうこと。
- 年に1度の大きなイベントを通じ、障害や障害のある子どもの特性について、 より多くの人たちに理解してもらうこと。

#### 【活動日時および活動頻度】

● 毎月第2水曜日 10:00~12:00

#### 【活動場所】

- ●放課後児童クラブの実施スペース
  - ※うるま市内の児童館6館はすべての児童館において放課後児童クラブが実施されています。



#### 配慮を必要とする子どもへの対応

#### 開催日時と場所を固定する

「開催日時と場所は決して変えない」ことにしています。その理由は、何かを機に参加しなくなった保護者が、何かを機に「今日は行ってみよう」と思い立った時に躊躇することなく来られるようにするためです。

### ルールを決め、毎回共有する

参加する全員が気持ちよく過ごせる場所にするために「人の批判をしない」、「ここで聞いたことを他言しない」といったルールを決めています。また、親の会に参加する人は、いつも同じ人とは限らないため、毎回、会を始める前に全員でルールの確認をします。

#### 職員は「傾聴」に徹する

障害のある子どもの保護者に限らず、子育てに悩んでいる保護者の多くは「聴いてほしい」と思っています。保護者の話を受け止め、理解し、職員は「聴く」ことに徹し、保護者の気持ちに寄り添うことが大切です。

◎普段の児童館活動における障害のある子どもへの対応について

#### 一人ひとりの子どものペースを尊重する

放課後児童クラブには障害のある子どももいますが、一緒に遊び、活動をしています。また、 障害があるために学校になじめず不登校になっているものの、児童館には一般来館で来てい る子どももいます。児童館は時間割で管理されたり、集団で同じことをすることを強制され たりしないため、子どもたちは自分のペースで、自分の好きなことをして過ごすことができま す。子どもたちが互いに認め合うことができるようになるためには、「一人ひとりを大切にす る気持ち」が大切です。

#### 発達障害の子どもは具体的に分かりやすく

発達障害の子どもは自分をうまく表現できず、他の子どもとトラブルになることがあります。 トラブルが起きた場合、まずは職員が事務所へ連れていき、落ち着くまで待つ必要があります。 また、「ちゃんとしなさい」といったあいまいな声がけはしないように注意し、「何をどうする か」具体的に分かりやすく伝えることが大切です。

#### 障害のある子どもの対応を学ぶ

みどり町児童センターには、障害児担当の職員がいます。うるま市の6児童館にいる障害児担 当職員は月に1度の「事例検討会」に参加し、障害児の事例を共有し、対応の仕方などにつ いて知識を深めています。ときには、専門家を招き勉強会を行うこともあります。

# 実践する上での工夫点や注意点





#### 大きなイベントで一気に周知する

親の会および児童館職員が、毎年10月に開催される「うるま市にこにこキッズフェスタ」というイベントの連絡協議会に参加しています。

#### 【にこにこキッズフェスタについて】

行政、障害児通所支援事業所、親の会が合同で開催している、障害のある子どものため のお祭りです。主な目的は、より多くの人たちに障害について正しく理解してもらうこと です。

#### ~当日までの流れ~

- ●約半年をかけて、連絡協議会のメンバーで企画や準備を行います。
- ●準備期間中、親の会のメンバーとその子どもたちは、ダンスの講師による指導のもと、 計10回の練習を重ね、その様子はビデオで収録します。
- 当日までに、親の会が映像編集を行い、約15分にまとめます。

#### ~当日の様子~

- 当日は、講演会やワークショップが開催される他、屋外では飲食ブースもあり、毎年、 多くの人で賑わいます。
- フィナーレでは、編集された映像が流れ、会場が大きな感動に包まれたところで、「にこキッズ親子ダンス」の披露となります。フィナーレは、毎年恒例となっており、毎回、大きな拍手の中でイベントは幕を閉じます。

平成31 (2019) 年度は約1,000人の来場がありました。当事者親子の絆が深まるのはもちろんのこと、親同士の結束力も高まり、事業所とのつながりも生まれます。そして、何よりも、毎年多くの人に障害のある子どもの特性について知っていただけるという意味で、欠かすことのできないイベントになっています。

# 活動を通して見られる保護者の変化



当初は、受け身だった親たちが、次第にエンパワメントしあうようになり、自発的に新 しいことにチャレンジするようになりました。

- ・親たちで寄付金を募り、それを元手に障害の特性が書かれたうちわを1,000枚製作。そのすべてを「にこにこキッズフェスタ」で自らの手で配布。
- ・親たちで専門家を招き、勉強会や講演会を企画、運営。

# 「親の会」に参加した感想

※記録簿より一部抜粋



子どもを怒りすぎないように するために、『深呼吸をする』 『10秒数える』という話が 勉強になった 児童ディサービスと うまくイナき合うコツが わかった

専門家 (臨床心理士)の 先生が参加してください、 相談できてよかった

など





# 活動がもたらす多様な効果



#### 母親たちのエンパワメントの力

当初は、「おしゃべりをして気分が晴れればいい」という思いからスタートした親の会でしたが、今では、エンパワメントされた母親たちの力で活動そのものが大きく成長しています。しかし、どんなことも1人では荷が重すぎて継続できませんから、児童館が適宜サポートすることが大切です。「児童館と一緒に運営している」という思いが、保護者の方々の安心感につながっていると思います。

# 活動を通して得た「気づき」





#### 「親の会」の必要性

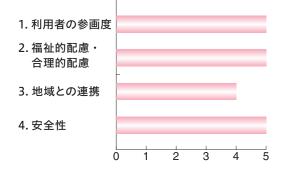
「親の会」が発足して気づいたことは、第一に、どの保護者も「自分の子どものことを正しく理解してほしい」と強く望んでいることです。第二に、どの保護者も不安を抱え、自分の思いや悩みを吐露したいと思っていることです。実際、「親の会」に同席してみると、当事者同士で話をすることにより、それぞれが何かしらのヒントを見つけ、自然と笑顔になります。こうした場の必要性を痛感しています。また、うるま市は平成17(2005)年に2市2町が合併し、離島を含めると端から端まで車で3~4時間を要します。その広さに対して児童館は6館しかなく、「親の会」があるのは、その内の4館です。「親の会」を必要している保護者は、まだたくさんいるはずなので、児童館および親の会が他の地域にも設置されることを望んでいます。







#### 職員による自己評価



#### 1. 利用者の参画度…5

「親の会」は対象が保護者なので「親の参画度」として5です。

- 2. 福祉的配慮・合理的配慮…5
- 3. 地域との連携…4

地域の方々と、もっとつながっていくべきだと思っています。今のところ、ハロウィンに子どもたちが仮装して近所の店舗(ファーストフード店、花屋さんなど20店舗くらい)を訪ねたり、お菓子をいただいたお礼に、子どもたちが手作りの写真立てを持って訪ねたりしています。いずれ、自治会の方々と一緒に合同でお祭りの運営をしたいと考えています。

4. 安全性…5



#### ● 行政の予算がついた

「親の会」を開始してから数年後、行政から当事者親子のための支援について聞き取りがありました。メンバーから「ペアレント・トレーニング (\*\*) を受けたい」、「専門家を招いて勉強会を開きたい」といった声があがり、予算がつきました。

(※)ペアレント・トレーニング:発達障害等の特徴に合わせた子育ての方法を学ぶプログラム



# 児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 子育て支援の実施

## ● 保護者の子育て支援

- ①子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ②子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育で支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるよう支援すること。
- ③児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など広い保護者の子育て支援に努めること。

#### 2 乳幼児支援

- ①乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ②子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

## 3 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ①子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会となるとともに、中・高生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ②中・高生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意義 を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ 合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

#### 4 地域の子育で支援

- ①地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓□としての役割を果たすように努めること。
- ②子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

# 中高生と赤ちゃんとの交流事業

## ■児童館の概要

名 称	京都市梅津北児童館			
設 置 主 体	京都市			
運営主体	公益社団法人京都市児童館学童連盟			
開設年月	平成22(2010)年7月			
開館時間	月〜土10:00-18:30 (学童クラブ事業は土曜・学校休業期間中は8:00-18:30) ※小学校長期休業中 8:00 ~ 18:30 休館日:日曜日、祝日、年末年始(12/29 ~ 1/3)			
所 在 地	京都府京都市右京区梅津開キ町18			
ホームページ等	http://www.kyo-yancha.ne.jp/umekita/			
児童館種別	小型児童館			
占有面積	建物 313.62㎡			
職 員 数	常勤5人			
年間利用者数	約27,893人			
自治体の人口	京都市/1,462,980㎡(令和2(2020)年3月1日現在) (内、梅津地区/約11,000人)			
主な利用児童の 学 校 数	小学校1校、中学校1校、高校は多様			





# 活動の前提にあるもの

梅津北児童館では、子どもの心と体を育み、育ち合える仲間づくりをするために、出会いと体験、人とのつながりを大切にしています。「中高生と赤ちゃんとの交流事業」においては、赤ちゃんとその母親、中学生が気軽に毎日でも足を運べる児童館を会場とすることで、お互いが日常的につながりを持つことができるようになります。これにより、事業以外でも頻繁に交流の機会を生むことが可能です。親子にとっても、中学生との交流を楽しむことで、児童館が安心できる居場所となります。

# 活動の概要

- ●「中高生と赤ちゃんとの交流事業」はプログラムの内容が各児童館により異なります。中学校や高校に出向いて実施する児童館もありますが、梅津北児童館では、活動を開始した平成25年度から一貫して児童館での開催としています。
- ●事業のプログラムとしては全7回とし、第1回は性教育や赤ちゃんの成長についての講習、赤ちゃんの人形を使った抱っこの練習、専用のセットを用いた妊婦疑似体験などを行い、それ以降は実際の交流に加え、赤ちゃんのおもちゃ作りや離乳食作りなどを行います。第6回は赤ちゃんと母親と一緒に外出をしたり、中学生がサンタクロースに扮し赤ちゃんと母親にプレゼントを届けたり、年によって企画を変え、第7回は振り返りの会を行います。







# 子育て支援の実施

## 児童館で開催する

児童館を会場とする場合、参加者は赤ちゃんと母親との交流に興味のある子どもに限定されがちです。しかし、学校の授業のように時間内で完結させる必要がないため、プログラムとして設けた時間を過ぎても、お互いの時間が許す限り交流できるメリットがあります。また、児童館には日常的に赤ちゃんと母親が利用していることから、プログラムがない日でも、児童館に訪れた中学生は自由に親子と交流することができます。さらに、当初は参加するつもりのなかった中学生も、児童館での交流の様子を見て興味を持ち、参加を希望するようになるなどの広がりも見られます。加えて、全7回という長期のプログラムとすることで、乳幼児の成長の早さを実感したり、子育ての苦労話を聞く中で、自らの親の苦労や愛情に想いを馳せる機会ともなります。

## 児童館の設備を生かす

プログラムの第3回では、赤ちゃんのおもちゃ作りをします。各プログラムはおよそ1時間としていますが、赤ちゃんにとって安全で、かつ楽しいおもちゃを作るため中学生自身でアイデアを練り製作するため、完成させるには時間が足りません。そこで、児童館の開館時間内ならいつでもおもちゃ作りに取り組めるようにしています。また、プログラムの第5回には、離乳食作りをします。作ったものは中学生自身が試食するほか、赤ちゃんの母親に食べてもらい、感想やアドバイスをいただきます。児童館という施設の特性を活用することで、多様かつ深い交流が可能になっています。

# 相互に良い機会となることを目指す

この事業は、中高生の成長に視点が置かれがちですが、赤ちゃんの母親にとっても良い機会とならなければ継続できません。プログラムの初回で中学生にきちんと講習を受けてもらうのは、母親が不安や負担を感じることのないようにするためでもあります。また、おもちゃ作りや離乳食作りなどにおいても、その都度、母親の苦労や気持ちを伝えることで「子育て」の理解を促します。これにより、中学生が優しさや労わりの心を持って交流することができます。母親は、そんな中学生との素朴な会話を通して育児の苦労を認めてもらえた気持ちになれ、中学生の「赤ちゃん、かわいい」という素直な反応を見て、改めて自分の赤ちゃんをかわいいと感じる方もいます。

#### 学校・地域と連携する

京都市では、児童館において放課後児童クラブ事業も実施する基本方針があります。そのため、市内の児童館は学校が長期休業に入ると利用者が増え、赤ちゃんと母親が落ち着いて過ごすことが難しくなることがあります。しかし、梅津北小学校の敷地内にあるため、教室や体育館を借りることができ、利用者が目的ごとに分散するため、ゆったりと過ごすことができます。また、中学生が赤ちゃんと母親と一緒に外出をしたり、自宅を訪問したりする際は、地域の児童館運営協力会の方々が交通の安全確保や訪問先の調整などにご協力くださっています。

# 実践する上での工夫点や注意点





## 参加者集めは口コミ重視

年度初めに、中学校の全校生徒に本事業のお便りを配布しています。しかし、そのお便りを見て集まるのは、多くがもともと児童館になじみのあった中学生10人未満です。今の時代、紙の案内を見て出かけてみようと思う中学生は少なく、やはり効果があるのは友達同士の口コミです。そこで、参加した中学生に毎回「お友達を連れてきてね」と声をかけています。その結果、最終的には20人近くの中学生に参加してもらうことができています。



## 参加のハードルを下げる

中学生は、部活や塾などで毎日が忙しい世代です。そこで、プログラムとして設けた7回全てに参加できなくても良いことにしており、それ以外の日に、いつでも児童館を訪れ、親子と交流できることを伝えています。また、交流に消極的な中学生や赤ちゃんの母親には、児童館で開催する夏祭りや焼き芋パーティなどの機会を捉え、気軽な交流を勧めています。すると「こんな雰囲気ならプログラムに参加してもいい」と思ってもらえることが多くあります。



## 講習を丁寧に

初回の講習は、性教育や赤ちゃんの成長などのレクチャーに長けている市内の病院に所属している保健師の方に依頼しています。スライドを使った説明や、お腹の中の赤ちゃんのサイズを表現するのに米粒を用いるなど、職員も勉強になっています。また、保健センターから赤ちゃんの人形や妊婦疑似体験セットを借り、男子を含めた中学生に身に付けてもらうことで、母親の苦労を感じてもらえるようにしています。



## 外出のプログラムを入れる

毎年、プログラムの第6回には、児童館の外に出かけることにしています。昨年度は赤ちゃんと母親、中学生とでイチゴ狩りに行きました。赤ちゃんを連れた母親が外出する際の苦労を知ったことで、その後、中学生は公共交通機関などで席を譲ったり、泣いている赤ちゃんに出会ったときに温かく見守ったりできるようになりました。今年度は、中学生がサンタクロースに扮して、赤ちゃんのいる家を訪ね、お菓子と手作りのおもちゃ、母親へのメッセージカードなどをプレゼントします。児童館以外で親子の様子を見ることも、中学生にとって意義のある機会になっています。



## 思い出に残る品を渡す

プログラムの最終回は、1年間の振り返りとして、事業を通して感じたことを中学生に発表してもらいます。そして最後に、職員から記念の冊子をプレゼントしています。そこには中学生が毎回、付箋などに書いた感想と写真が貼られています。1年間の交流を、大切な思い出として残してもらえたらと思っています。

# 活動を通して見られる子どもの変化



初めは、赤ちゃんと母親にどう接したら良いか分からない様子だった中学生が、時間や回数を経るごとに、自分から話しかけたり、笑顔を向けたりすることができるようになりました。また、本事業以外でも、児童館や町で顔見知りの赤ちゃんと母親に出会ったとき、自ら進んで関わろうとする姿が見られるようになりました。さらに、こうした交流を重ねることで、赤ちゃんや母親に対する疑問が自然に浮かび、母親に積極的に質問できるようになりました。そして自分たちも大切に育ててもらった存在なのだと気づき、自己肯定感や親に対する感謝の気持ちを持つことができるようになりました。こうした中学生の変化は、赤ちゃんの母親に対しても安心できる居場所づくりや、子育てしやすい地域作りの一助になっていると考えています。

# 「中高生と赤ちゃんとの交流事業」に参加した感想



※一部抜粋

44婦さんは歩くだけでも大変。 町で見かけたら何かできることを してあげたい (中学生)

中学生の意欲や思いを知ることができ、 中学生に対する見方が変わった (親)

中学生が母親の大変さに気づいてくれたことで、『自分はよく頑張っているんだ』と自分自身を認め、自信を持つことができた (親)

母親の大変さの1世にも、子育 ての楽しさやうれしさを知ること ができてよかった (中学生)

夫も、子どものころにこうした事業に参加していれば、もっと子育てに協力的だったかもしれないと思った (親)

自分たちも、手間・暇かけて離乳食を作ってもらっていたんだなと知った (中学生)

自分も大tmに育ててもらったのだと気づけたので感謝したい (中学生)

など

# 活動がもたらす多様な効果



赤ちゃんと母親や中学生は、日々児童館を利用しているため、出会うたびに交流が深まり、 継続的な関わりができるようになります。また、本事業に参加した中学生の様子は、定 期的に担任の先生に報告しています。すると先生方は「この子がこんな表情をするんで すね」「この子もこうした交流に興味があったんですね」などと大変驚かれます。「学校 の中だけでは知ることのできない子どもの一面を知ることができる」と喜ばれています。 中学生自身も、中学校は点数で評価されることが多いため、常に「良い点」「良い評価」 を受けたいと思っています。しかし、児童館ではそのような評価がありません。職員は、 中学生が見せるちょっとした気遣いや優しい言葉を見逃さず、「優しいね」などと声をか けるようにしています。すると、中学生は勉強以外でも自分が認めてもらえることがあ ることを感じたり、自分でも気づかなかった優しい一面に気づいたりします。

さらに、児童館の夏祭りや焼き芋パーティなどのイベントにも積極的に参加したり、運営の手伝いや年下の子の世話などを自ら行うようになります。

# 活動を通して得た「気づき」





# 子どもたちの豊かな感受性

参加した中学生の中には「どうして参加してくれたのだろう」と不思議に思うような子 どももいますが、皆が一つ一つの体験を素直に受け止め、さまざまなことを感じ取る豊 かな感受性に感心させられています。



#### 中学生の「かわいい」は新鮮

普段、中学生と接する機会のない母親は、中学生が集まると何となく「怖い」と感じていることを知りました。しかし、本事業を通して実際に中学生と交流することで、そうした思い込みを解消する機会になったようです。また、職員や他の母親が口にする「赤ちゃん、かわいい」という言葉に比べ、中学生が「かわいい」と言って見せる反応は、母親にとって新鮮に響くものと気づきました。



# 職員による自己評価

- 1.子どもの参画度
   2.福祉的配慮・ 合理的配慮
   3.地域との連携
   4.安全性
- 1. 子どもの参画度…5
- 2. 福祉的配慮・合理的配慮…4
- 3. 地域との連携…5

児童館の外で行うプログラムや、児童館行事などでは地域との連携が欠か せないため、日頃から密に連絡を取り合っています。

4. 安全性…5

赤ちゃんの健康と安全が第一であることから、中学生の衛生管理やけがの 予防対策は徹底しています。







児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 地域の健全育成の環境づくり

- 1 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの 育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得ら れるように努めること。
- ② 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設ける など、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- ③ 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- 4 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、 児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的 活動等の体験の機会を提供するように努めること。

# おでかけ児童館

## ■児童館の概要

名 称	倉敷市真備児童館
設 置 主 体	倉敷市
運 営 主 体	社会福祉法人 倉敷市総合福祉事業団
開設年月	平成17(2005)年2月
開館時間	火〜日 9:00-17:15 休館日:月曜日、祝日、年末年始(12/28 ~ 1/3) ※祝日と日曜日が重なった場合は開館する ※夏休み期間中は日曜日を休館日とし、月曜日は開館する
所 在 地	岡山県倉敷市真備町有井1556-2 ※被災後の臨時開館場所: 倉敷市真備町箭田1161-1(真備保健福祉会館3階) ※令和2(2020)年3月22日に、元の場所にて再オープン
ホームページ等	https://kgwc.or.jp/mabiji/
児童館種別	小型児童館
占有面積	被災前の児童館/土地約1200㎡ 建物400㎡ 被災後の臨時児童館/室内約65㎡+デッキ約60㎡
職員数	常勤4人(館長1人含む)
年間利用者数	被災前/約40,000人 被災後/約20,000人
自治体の人口	倉敷市/482,099人(令和2(2020)年2月末現在) 真備地区/20,635人(令和元年12月末) ※被災前の平成30(2018)年6月末の真備地区の人口は約23,000人
<b>主か利用旧会の</b>	小学校6校

 学校
 数

 高校1校

 ※ 利用者の年齢層の内訳:未就学児6割、小学生3割、中学生1割、高校生わずか

中学校2校

主な利用児童の

被災後は、多くの小中学生が真備町外へ避難したため来られなくなった。半年が過ぎたあたりから真備町へ戻ってきた子どもも多いが、被災前に通っていた学校は復旧しておらず、多くの子どもたちが遠方の学校へバスで通学している。そのため、帰宅後に児童館に来る時間がないのが現状。





# 活 動 の 前 提 に あ る も の

倉敷市内にある6児童館は、10年以上前から「出前キッズ号」と呼ばれる事業を実施してきました。「出前キッズ号」では、職員が私用車で公民館やイベントに出向き、遊びのプログラムを提供していましたが、平成30(2018)年4月より、「おでかけ児童館」という新事業名で新たな出発を切り、同年11月に専用車両「おでかけ児童館号」が各児童館に1台ずつ配備されました。

# 活動の概要

「おでかけ児童館」の目的

- 自宅から児童館までが遠く、児童館へ行くことができない子どもたちに遊びの プログラムを提供すること。
- ●児童館の存在を知らない子どもや保護者に対して児童館の広報・PRをすること。
- ●活動日時は、対象となる世代に合わせて決めています。
- (例) 対象が未就学児の子どもと親→平日午前中
- ●活動頻度は月平均4回です。
- 放課後児童クラブ、公民館などの公共施設、地域イベントの開催場所などで実施しています。
- イベントの規模が大きい場合は、6児童館合同で「おでかけ児童館」を行うこともあります。







## 地域の健全育成の環境づくり

## 対象世代に合った複数の遊びのプログラムを準備する

遊びのプログラムの内容は、対象となる子どもの年齢と、実施する場所の条件を考えて決めます。また、想定外のこと(思っていたよりも人数が少ない、場所が狭いなど)が起きても対応できるよう、複数の遊びを準備します。なお、おでかけ児童館は、児童館が自主的に決めて実施することもあれば、親子クラブや放課後児童クラブなどからの依頼で実施することもあります。

## 訪問先の担当者と事前打ち合わせをする

訪問する場所(環境)や、そこに来る子どもの様子を知る人と、事前の打ち合わせをしておくと、当日の運営がスムーズです。広さを確かめたり、床が畳かフローリングかを確かめたりすることで、より適切な遊びのプログラムを提供することができます。また、訪問先が放課後児童クラブの場合は、普段、どんな遊びをしているかを事前に確かめることで、子どもたちにとって新鮮な遊びになります。

## 普段から他児童館と連携しておく

倉敷市内にある6児童館の運営主体は同一であることから、普段から連携がとれています。月に1度の館長会議で共有される「○○の親子クラブが来てほしいと言っていた」などの情報を元に、次回の訪問先を決めることもあります。また、原則として「おでかけ児童館」は管轄地区内で実施していますが、同じ日時に訪問要請が入ったときなどは、児童館同士でカバーし合うこともあります。こうした普段からの連携が、平成30(2018)年7月の西日本豪雨で当館が被災した後にも役立ちました。





# 実践する上での工夫点や注意点





# 子どもの参画度を高める工夫

真備児童館においては、遊びのプログラムへの子どもの参画度は決して高いほうではありませんが、「おでかけ児童館」では、出かけた先でのセッティングや片づけの手伝いなど、子どもの参画度を高める工夫をしています。



# 地域のイベント等にも積極的に参加する

地域のお祭りやイベントなどにも「おでかけ児童館」として参加し、工作などのワークショップを開いています。例えば、毎月第2日曜日に開催される朝市にはブースを出しています。来場する大人や子どもたちに向けて児童館の広報ができる上、主催者側の方々にも認知していただくことで、「来月のイベントには子どもが多く来るからブースを出してみたら?」といった、児童館が把握しきれていない情報を共有していたいただく場合もあります。



# 地域のニーズは行く先々で聴く

地域のニーズは、他児童館との情報交換でも共有していますが、それに加え、「おでかけ児童館」に来る保護者や子どもたちとの会話で、直接ニーズを聴くようにしています。「こんな遊びがしたい」、「こんなおもちゃがあるとうれしい」、「ママ友が『○○公民館にも来てほしい』と言っていた」といった声を聴いて、可能な限り対応するようにしています。





# 活動を通して見られる子どもの変化



「おでかけ児童館」は、同一の放課後児童クラブや親子クラブで実施すると、同じ子どもが複数回利用することもあります。一方で、単発で地域の行事などに実施する場合など、1回限りの利用になることもあります。児童館での活動とは異なり、職員と子ども、子ども同士、親同士が初対面になることのほうが多いこともあり、遊び始めはやや緊張した様子で消極的な子どもたちですが、一度遊びが始まってしまえば、遊びに夢中になり仲良くなります。「おでかけ児童館」の終了時間になると、多くの子どもたちが名残惜しそうにしながら「また来てね」「今度はいつ来てくれる?」といった言葉を口にします。

# 「おでかけ児童館」に参加した感想

※一部抜粋



とても楽しかった。 もう終わり? もっと遊びたい!

ただで遊べる場所(児童館)があるなんて知らなかった。 家からは遠いので、今度、親に児童館に連れて行ってもらう!

児童館までは遠く、なかなか 連れて行けないので、家の 近くまで来てくれて助かります。

------- など

# 活動がもたらす多様な効果



「おでかけ児童館」では、行く先々で多様な人たちと出会います。それが、児童館の広報になり、地域のニーズを聴くツールになり、児童館への理解や協力にもつながっていると思います。

平成30(2018)年7月の西日本豪雨で被災した際は、実施してきたノウハウや連携の仕組みが、被災直後の児童館運営に役立ちました。

## ~「遊びの支援」を利用した人の声~

「親は片付けがあるので、子どもを預かっていただけて本当に助かりました」 「避難所では子どもたちに『静かにして!』と言ってばかりだったので、日中、子ども たちが元気に楽しく遊べる遊び場ができてよかったです」

「どうしたらいいかわからない中で、先生たちにやさしく声をかけていただきありがたかったです」

「避難所生活は、知らない人ばかりだったこともあり、親も気を使いましたが、子どもたちにもがまんをさせてばかりでした。被災直後から、毎日来てくださり、子どもたちを遊ばせてくれて本当に助かりました。暑い時期だったので、水遊びは特にありがたかったです。遊び場がなかったら、親子ともにストレスでつぶれていたと思います」

# 活動を通して得た「気づき」



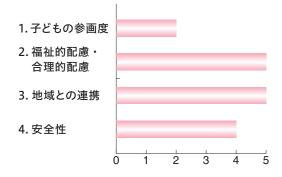
被災した住民は避難所での生活が始まり、大人は被災した家屋の片付け等で多忙になります。小学校で避難生活をする世帯の未就学児は、隣接する幼稚園が居場所となりました。「倉敷市内の児童館は子どものケアを」という運営主体の方針に基づき、真備児童館と被災しなかった5児童館は約2週間にわたり児童館での業務を休止し、全職員が真備町にある避難所に隣接する幼稚園を訪れ、遊びの支援を行いました。そんな中で、被災前の児童館を利用していた子どもや、「おでかけ児童館」で出会った子どもたちと思いがけず再会することも度々ありました。

少し落ち着いてきたタイミングで、真備児童館以外の5児童館は縮小開館を始め、一部の職員と真備児童館の職員が8月末まで真備町で遊びの支援を続けました。9月からは、真備児童館も、他の児童館の事務所に間借りをしましたが、通常の業務をすることは不可能だったため、職員は他館に分散し、行った先で業務のお手伝いをしました。そんな中で、真備保健福祉会館の3階を借りられることになり、10月1日より、臨時開館させることができました。

普段から児童館同士が横のつながりを持っていたこと、また、「おでかけ児童館」を通して、遊びのプログラムを行うノウハウを持っていたことが、有事の際に力を発揮したと思います。



# 職員による自己評価



#### 1. 子どもの参画度…2

子どもに対して「何をしたいか」を問いかけ、その意見や要望を企画に反映していますが、真備児童館のプログラムは、職員が企画し、準備するものが多いため、子どもの「参画」の度合いは低いと考えます。

- 2. 福祉的配慮・合理的配慮…5
- 3. 地域との連携…5
- 4. 安全性…4

被災前の場所でも、現在の臨時の場所でも、安全面、衛生面で最大限の配慮をしています。ただ、被災前の児童館で子どもがケガをし、病院に連れていったことがあるため4としました。



## ● 防災・避難マニュアルの見直し

平成30 (2018) 年7月の西日本豪雨はすべてが想定外であり、防災マニュアルでの水害時の避難場所も水没しました。被災後、真備児童館があった場所は「浸水想定5m以上」と指定され、現在、それを踏まえた防災・避難マニュアルを作成中です。

#### ● 被災した子どもや保護者と接する上で気を付けたこと

被災した人は、子どもも保護者も大きなストレスを抱えているため、原則として、こちらから根ほり葉ほり尋ねるようなことは控えました。基本的には、自ら話してくれるのを「待つ」姿勢で、話に共感しながら「聴く」ことを大切にしました。



児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# ボランティア等の 育成と活動支援

- 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できる ように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続で きるようにすること。
- ③ 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会 を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。

 ④ 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。

# 子どもヘルパー

## ■児童館の概要

名 称	神戸市立長尾児童館
設 置 主 体	神戸市
運 営 主 体	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会
開設年月	平成8(1996)年1月
開館時間	月〜土9:30-17:00 ※小・中・高生いずれも17:00まで ※「子育てコミュニティ」として地域主体での開館あり 休館日:日曜日、祝日、年末年始(12/29〜1/3)
所 在 地	兵庫県神戸市北区長男町宅原130
ホームページ等	http://www.eonet.ne.jp/~nagao-jidokan/
児童館種別	小型児童館
占 有 面 積	土地531.97㎡ 建物257㎡
職員数	常勤2人、非常勤2人
年間利用者数	約8,182人
自治体の人口	神戸市/1,530,804人(内、北区/215,679人) (令和2(2020)年2月末現在)
主な利用児童の 学 校 数	小学校1校、中学校1校





# 活動の前提にあるもの

長尾児童館は農村地域にあり、人口の多い新興住宅地からは1.6km離れています。そのため、子どもたちが徒歩で通うことは難しく、交通手段は自転車か自家用車しかありません。そこで、1人でも来館できる小学校高学年の児童に向けて、児童館に通いたくなる仕掛けとして立ち上げました。また、長尾小学校は全学年が6クラスという大きな小学校であることから、学校では活躍の機会を得られない子どもが多く、学校側としても地域に子どもの活躍の場を求めていました。さらに地域でも、高齢者層が増え活気がなくなることを懸念していたことから、子どもが集まる活動に大いに賛同してくださいました。

# 活動の概要

- ●「子どもヘルパー」は、小学校高学年の子どもたちが、地域の行事や児童館の 活動にボランティアとして参加する取組です。
- ●5月に募集し、6月から3月まで、毎月2~4回の活動を児童館の内外で行っています。内容は、児童館に通う乳幼児親子との交流や高齢者とのマッサージを通した交流、消防団の協力による消防訓練、中学校の吹奏楽部とのクリスマスコンサート、自治会の老人クラブなどの指導によるしめ縄づくりなど、多岐にわたります。
- 人の役に立つ喜びを体験しながら思いやりの心を学んだり、地域の伝承行事を 引き継いだりする中で、地域共生ケアの精神を育むことをねらいとしています。
- ●本事業は、年間20以上のプログラムがありますが、いずれも活動の前後にしっかりと遊ぶ時間を設けることを大切にしています。



## ボランティア等の育成と活動支援

# 活動の前後に遊びの時間を設ける

本事業は児童館の利用を促すことが目的の一つであるため、ボランティアをしなければ児童館に来てはいけないと思われないように注意しています。そこで、子どもヘルパーの活動日であっても、子どもたちにはまずしっかり遊んでもらいます。そして、ボランティアを押し付けるのではなく、遊びを通した活動がいつの間にか人の役に立っていたと気づくような流れを作ることができるよう、常に意識しています。例えば、ボランティアの一環として、児童館で新しく購入した遊具を「お試し」として最初に遊んでもらい、後日、他の子どもに遊び方を教える役割を任せています。子どもにとって新しい遊具を一番に触るのはうれしいようで、この活動は大変好評です。

## 学校・地域との密接な連携

児童館周辺の地域は高齢者が多いことから、もともと住民から地域の活性化を求める声が上がっていました。また小学校でも、地域で子どもが活躍できる活動を求めていたことから、地域や小学校から惜しみない協力を得ることができました。小学校では高学年全員に募集チラシを配布させていただき、児童館の大きな行事には、校長をはじめ先生方が必ずいらっしゃいます。地域では夏祭りや餅つき、とんど(小正月の火祭り)などの行事のお手伝い、デイサービスセンターでの交流、農業体験など、さまざまな活動に声をかけていただいています。

# 子どもたちの自主性を尊重する

子どもは、どうしても「指示待ち」になりがちです。しかし、児童館は自発的な活動を支援する場であることから、自主性を育てることに注力しています。そこで、プログラムの初回にどのような活動がしたいかを付箋に書いてもらい、できる限り実現するようにしています。これにより活動に一層前向きになり、指示を待たずに自らアイデアを出す、行動するといった効果があります。年度末の最後の活動日にも、次年度どのような活動がしたいかを付箋に書いてもらい、反映できるように心がけています。

# 講習会や報告会を開催する

必要に応じて各プログラムの前に学習会や講習会を設けています。例えば、異世代交流会で、子どもが高齢者などに行うマッサージでは、専門家から3日間の講習を受け、「免許皆伝」と認められた上で実施するようにしています。また、募金活動をする前は、共同募金委員会に依頼し「なぜ募金をするのか」について学習会を行っています。しっかりと学びの時間を持つことで、活動の意義や効果を意識しながら取り組むことができます。

また、年度末の報告会では、活動にご協力いただいた関係者や保護者を招待し、子どもたちに1年間の活動報告をしてもらいます。感謝状を授与するなどし、子どもたちに達成感が得られるようにしています。

# 実践する上での工夫点や注意点





# ユニフォームをそろえる

活動メンバーの子どもたちには、ユニフォームとしておそろいの黄色いTシャツを用意しました。左胸に「ながおじどうかん こどもヘルパー」のロゴを入れ、同じロゴを入れた 幟も作りました。毎回、活動日に着用してもらい、児童館で洗濯をして保管します。子どもたちはユニフォームを着るとスイッチが入るようで、着用した途端にやる気になる様子が見られます。最も出費のある部分ですが、購入して良かったと感じています。2年目は冬用に長袖のユニフォームをそろえました。



## 地域組織との連携

長尾小学校をはじめ、長尾地区社協や自治会、婦人会、老人クラブ、消防団などから成る「長尾ふれあいのまちづくり協議会」など、多くの地域組織の協力をいただいています。ボランティア活動は地域の支援があるからこそ成り立ちます。地域におけるネットワークづくりも児童館の仕事と捉え、小・中学校の評議員や婦人会、老人クラブ、青少年連絡協議会などの顧問といった役職も積極的に務めています。これにより、地域のルールや困り事などさまざまな情報を入手できるようになりました。他にも、地域の運動会や町民の文化祭などにお手伝いとして参加するなど、地域との連携を大切にしています。また、児童健全育成推進財団が協力する「子どものための児童館とNPOの協働事業(通称:NPOどんどこプロジェクト)」(主催:NPOセンター)に応募し、NPO法人「場とつながりの研究センター」と連携し、助成金を受けられたことも力になりました。



# 子どもの意思を尊重し、「ボランティア」を押し付けない

本事業は1年を通して毎月2~4回のプログラムがありますが、子どもたちは強制ではなく、好きなものに参加すれば良いことにしています。気の進まないプログラムに参加しても長続きしないと考えているためです。また、「ボランティアとはこういうものだ」との説明や押し付けもしません。遊びの中で交流や支援を行い、大人になって振り返ったときに「あれはボランティアだったんだ」と気づいてもらえれば良いと考えています。子どもの頃、人のために活動し、喜んでもらえた経験があれば、大人になってからもボランティア活動に対するハードルは低くなると思っています。

# 活動を通して見られる子どもの変化



メンバーとしてよく児童館を訪れる子どもの中から、リーダーシップを発揮する子どもが現れ、メンバーをまとめるようになりました。年下の子どもたちも慕っており、職員も何かあればまずはその子に声をかける流れができ、活動全体がスムーズに回る場面もありました。小学校の校長をはじめ先生方は、「回を重ねるごとに、子どもたちが生き生きとした表情をたくさん見せるようになっている」との所見を聞き、子どもたちからは、「来年度も続けたい」との声が数多くありました。

また、農業体験をすることで、子どもたちはいつも自分たちが食べているものがどう育てられ、どのように食卓にのるのかを学ぶことができました。田畑を見慣れているにもかかわらず、もみ殻さえ知らなかった子どもたちが、今では食べ物に対する感謝の気持ちをもつようになりました。

# 「子どもヘルパー」に参加した感想

※一部抜粋



マッサージが気持ちいいと言ってくれてうれしかった

募金活動は短い時間だったけど、 たくさんの募金が集まってよかった

クリスマスコン サートは たくさんの人が来てくれて うれしかった

夏まつりの準備でたくさん意見が出せてよかった

『たたく』『もむ』以外の 8つのマッサージを知って、 お母さんやお父さんにも やってあげようと思った

> とんどで、しめ縄や習字を 火然やして、その火で火焼いた 餅やみかんがおいしかったし 楽しかった

消防訓練をして すごく役立つな と思った

など

# 活動がもたらす多様な効果



本事業は開始してまだ2年目ですが、地域活動を推進している方々の間で「子どもと交流するなら子どもヘルパーがいいよ」との口コミが広がり、徐々に交流の輪が広がっています。

一方で、神戸市では、特に学校関係者の中に「児童館=放課後児童クラブ事業を行う場所」と認識している方が多くいます。実際、児童館を訪れる中学生が、学校の先生に「中学生になってもまだ児童館に行くのか」と言われたことがあるそうです。児童館では、そうした認識を変える手段の一つとして、中学生になっても継続したいと思える活動にしていきたいと考えています。すでに「中学生になっても続けたい」という継続者が出てきて、心強い限りです。今後も、子どもヘルパーの成長とともに、子どもが児童館とつながりを持ち続け、将来的には児童館が中高生の活動の場にもなるよう努力したいと考えています。

# 活動を通して得た「気づき」





## 地域の方々との交流の深さ

地域には、「子どもは地域で育てなければならない」との思いを持つ方がたくさんいます。 しめ縄づくりやとんど(小正月の火祭り)は、そうした地域の方々が率先して子どもに 教えてくださっています。また、農業体験ができたことは、農村地域ならではのことです。 他館での事業に比べても、地域の方々との交流が非常に深いものになっており、地域に よって趣が大きく変わることに驚いています。

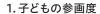


# 子どもたちの新たな体験を増やす

本事業で路線バスに乗ることがありましたが、子どもたちにとって初めての乗車と知りました。普段の交通手段が自転車か自家用車で、バスに乗ったことがなかったのです。また、農業体験をして、子どもたちが普段食べている野菜がどのように育ち、どのように収穫されているかを知らないことも再認識しました。子どもたちにとって新たな体験の積み重ねになっていることをうれしく思います。



# 職員による自己評価



- 2. 福祉的配慮· 合理的配慮
- 3. 地域との連携
- 4. 安全性



#### 1. 子どもの参画度…5

子どもが多様な活動に自主的に参加し、地域の方々と交流する楽しみを感じることができていると思います。

#### 2. 福祉的配慮・合理的配慮・・・ 】

合理的配慮はまだ十分ではないと思います。また、本活動の中で虐待や貧困は見えにくいと感じています。

#### 3. 地域との連携…5

本活動は、地域の支援があるからこそ成り立つものです。普段から細やかな情報交換を行い、児童館が協力できることは積極的に行っています。

#### 4. 安全性…4

万一に備え各種保険には加入しています。







児童館ガイドライン「児童館の活動内容」

# 放課後児童クラブの実施と連携

- 1 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
  - 1 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
  - ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、 児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよ う、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
  - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- 2 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

# 児童館内における放課後児童クラブの活動

## ■児童館の概要

名 称	目黒区立緑が丘児童館
設 置 主 体	目黒区
運 営 主 体	目黒区(子育て支援部子育て支援課)
開設年月	昭和55(1980)年4月
開館時間	月〜金9:00-18:00 土・日9:00-17:00 ※中・高校生コーナーは19:00まで(月曜日は18:00まで) 休館日:第2・4日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) ※5/5(こどもの日)は開館 ※祝日と第1・3・5日曜日が重なった場合は翌日の休日に休館
所 在 地	東京都目黒区緑が丘2-7-20 緑が丘コミュニティセンター別館
ホームページ等	https://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/shisetsu/shisetsu/ jidokan_club/jidoukan/midorigaoka/index.html
児童館種別	小型児童館
占有面積	土地 3062.47㎡ (緑が丘コミュニティセンター別館併設児童館部分面積延1495.54㎡)
職員数	常勤6人(館長1人含む)、非常勤3人
年間利用者数	約60,000人
自治体の人口	目黒区/281,520人(緑が丘地区7,451人) (令和2(2020)年3月1日現在)
主な利用児童の 学 校 数	小学校2校(やや離れた場所から来る子どもや私立に通う子どもを含めると約10校) 中学校1校(その他も合わせると複数校) 高校複数校

※ 利用者の年齢層の内訳:乳幼児4割、小学生(低学年) 4割、小学生(高学年) 1割、中高生1割





# 活動の前提にあるもの

放課後は子どもの成長に欠かすことのできない大切なものと捉えています。現代の子どもたちの間では、ネットゲームやSNSが主なコミュニケーションツールになっており、人と向き合って「話す」「伝える」「聞く」といったコミュニケーションが苦手な子どもが増えています。そうした中で、緑が丘児童館には、放課後児童クラブの子どもも含め、異年齢の子どもたちが集まり、他校の子どもたちと遊んだり、関わったりする中で、コミュニケーションを重ねながら、人として大切なことを学んでいます。

# 活動の概要

- ●緑が丘児童館は、放課後児童クラブを併設している児童館です。館内には、図工室、図書室、音楽室、プレイルーム(小型体育館)、幼児遊戯室、放課後児童クラブ専用の学習室、遊戯室、専用テラスがあり、放課後児童クラブの登録児童も施設全体を活用して放課後をゆたかに過ごしています。
- ●来館も帰宅も自由な児童館と、登録制で生活スケジュールが定められている放課後児童クラブでは、利用の仕方に異なる部分はありますが、子どもの成長を願い、子どもの遊びをゆたかにするという目的は共通です。児童館利用の子どもにも、放課後児童クラブ利用の子どもにも、職員は同じ「子ども」として接しています。
- ●併設されていることで、放課後児童クラブ利用の子どもたちの遊ぶ場所や遊びの種類が増えるメリットや、職員同士の連携やサポートがしやすいといったメリットもあります。
- ●「目黒区児童館運営指針及び目黒区学童保育運営指針」に、児童館・放課後児童クラブ(職員)としての在り方が明記されているため、基本的なことは指針に則った運営をしています。







## 放課後児童クラブの実施と連携

## 児童館職員と放課後児童クラブ職員で情報を共有する

児童館職員と放課後児童クラブ職員の両者が出席する「朝会」と「昼会」で日々の情報を共有しています。子ども同士の間で起きた出来事や、気になる子どもの様子は、両方の職員で把握し、対応の仕方などについてすり合わせを行います。また、両者それぞれに記録ノートがあります。そこには職員体制、子どもに関する出来事、事務的な連絡などが書かれています。記録ノートには、ケンカやケガなどを共有することに終始しがちですが、「〇〇ちゃんが、こんないいことをした」といった、褒めるポイントを共有することも大切だと考えています。

#### お互いのルールを理解し、尊重し合う

子どもへの接し方に違いはありませんが、放課後児童クラブが「保育の場」であり、「生活の場」であることを、児童館として尊重することは必要です。逆に、児童館には「居場所」の目的があることも放課後児童クラブ職員は理解しています。その上で、併設されていることによるメリットを最大限に生かしています。

#### 【メリットの例】

- ・ 放課後児童クラブの子どもたちが、児童館の施設を利用することができる
- ・ 放課後児童クラブの子どもたちが、幅広い年齢層(乳幼児~ 18歳未満)の子どもたちと 一緒に遊ぶことができる
- ・ 職員が不足するときに補い合える
- ・イベントを合同で実施することにより、より多くの人や地域とつながることができる など

## 移動児童館で近隣の放課後児童クラブと連携

児童館がない地域の子どもたちにも児童館の存在を知ってもらうため、専用車両で小学校や住区センター(地域の交流施設)、公園へ出向き、「移動児童館」を実施しています。小学校で活動しているものの中には「放課後子ども総合プランモデル事業」と一緒に行っているものもあります。そこには、その地域の放課後児童クラブに通う子どもたちも、職員と一緒に訪れます。緑が丘児童館では、併設の放課後児童クラブと合わせて計7つの放課後児童クラブと連携し、活動を行っています。

#### 近隣の環境も活用する

目黒区では、すべての区立小学校と一部の区立中学校で「校庭開放」を実施しています。緑が丘児童館の放課後児童クラブでは校庭開放を利用することもあります。ほかにも、徒歩圏内にある大学の構内で遊ばせていただいたり、バスを利用して遠方の運動公園などに行くこともあります。また、年に1度ですが、地域の老人クラブへ出向き、高齢者の方々との交流もしています。

# 実践する上での工夫点や注意点





## 子どもが理解し、納得できるように説明する

放課後児童クラブの子どもが児童館の施設に出入りすることは自由ですが、児童館利用の子どもが 放課後児童クラブ専用施設に自由に出入りすることはできません。また、職員は、放課後児童クラ ブの子どもには「おかえり」、児童館利用の子どもには「こんにちは」と声をかけます。こうした対 応を疑問に思う子どもがいれば、子どもが理解し、納得できるように説明します。



## 鉄則は厳守、細かいルールは臨機応変に

児童館利用の子どもの年齢には幅があるため、「大きい子は小さい子にやさしくする」を鉄則にして、小さな子どもたちの安全確保に努めています。児童館の各部屋には児童館職員が1人ずつ配置されていますが、鉄則が守られないことは日常的にあります。そのときは全員の動きを止め、全員その場に座ってもらい、「今のは何がいけなかったと思う?」と問いかけ、考えてもらっています。また、遊びのルールは、その場にいる人数や年齢層で変えたほうがいいこともあるため、その場にいる子どもが納得できるよう子どもたちと一緒に考えるようにしています。



## 事前に説明し、子どもたちに考えてもらう

放課後児童クラブの子どもと児童館利用の子どもが一緒に遊ぶ際、放課後児童クラブで定められている時間割(17時30分と18時15分に)の関係で、集団遊びから途中で抜けなくてはならない場面があります。その時に、子どもたちが戸惑うことのないよう、遊びが始まる前に説明し、どのようなルールで遊ぶか子どもたちに考えてもらうようにしています。小さな子どもがいるときには、「今日は幼児さんもいるからね」と説明します。「その場にいるすべての子どもが楽しく遊び、『また来たい』と思えるようにするにはどうするべきか」を子どもたちが自ら考え、実践できるよう心がけています。



#### 「居場所」の役割も大切にする

児童館の大切な役割の一つは「居場所」であることです。これは放課後児童クラブとは異なる部分なので、児童館利用者の中に、一人でのんびり過ごしたい子どもがいた場合、その「居場所」が確保されるよう配慮しています。



#### 保護者とも積極的に関わる

放課後児童クラブを卒所する子どもの保護者向けに「3年生懇談会」を行っています。児童館長も同席し、4年生から児童館の利用を促します。また、児童館と放課後児童クラブが合同で実施するイベントなどに、放課後児童クラブ利用者の保護者が来られた際には、放課後児童クラブ職員と連携し、児童館での子どもの様子をお伝えするようにしています。そうすることで、保護者の方々に、より安心していただけます。

# 活動を通して見られる子どもの変化



児童館を利用する子どもたちと放課後児童クラブの子どもたちが一緒に遊ぶことは日常的なことであるため、「併設であること」が子どもに変化をもたらすかどうかは把握しづらいのが実情です。「幅広い年齢層の子どもたちが一緒に遊ぶこと」による子どもの変化であれば、所属に関係なく、小学校低学年の子どもが高学年の子どもへの憧れを抱くようになったり、高学年の子どもが未就学児を含めた年下の子どもたちに対して思いやりを持つようになることはあると思います。

# 「児童館内にある放課後児童クラブ」を 利用した保護者の<mark>感想</mark>



※一部抜粋

子どもを私立に通わせているため、本来は近所に友達がいない状況だが、児童館と併設の学童に通わせていることが、幅広い年齢の友達をつくるいい機会になっている

児童館にはいるいるな部屋 (プレイルーム、図書室、 図工室、音楽室など) が あるので、遊びの内容が 多様になっていい

放課後児童クラブと児童館、両方の職員さんを知っているので、大きな地震など、何かあった際に頼れる先が2つあって安心できる

など





# 活動がもたらす多様な効果



プレイルームに、小中学校計12校から約40人の子どもが集まり、同じ空間に2歳児がいたことがあります。当初の予定ではボール遊びをすることになっていましたが、「2歳の子も楽しめる遊びは何か?」を子どもたちが考え、「だるまさんがころんだ」をすることになりました。その際、中3の男子が2歳児の手をとり、「一緒に遊ぼうね」と声をかけ、2歳児の保護者がお礼を伝える場面がありました。そうした姿を目の当たりにする小学生たちは、中学生に対する尊敬や憧れを持ったはずです。異年齢集団のつながりは児童館ならではの光景であると同時に、それぞれの年齢にあった学びが望める場所だといえます。

## ● 他児童館との連携について

緑が丘児童館は設置も運営も目黒区ですが、連携している6つの放課後児童クラブはすべて民営です。そのため、意識的に連携体制を築いていくことが重要だと考え、他の放課後児童クラブのお祭りにコーナー出展をさせてもらうなどしています。地域の方々には、児童館の存在意義や価値を理解していただき、「区内にもっと児童館をつくろう」という声もあがっています。地域と信頼関係が築かれていることにより、学校との信頼関係がより円滑になるメリットもあります。

# 活動を通して得た「気づき」



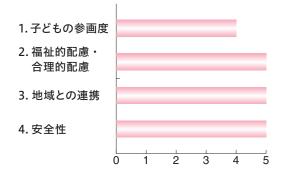


#### 児童館及び放課後児童クラブとしての新たな役割

児童館ガイドラインの「放課後児童クラブとの実施と連携」の項目は、「目黒区児童館 運営指針及び目黒区学童保育運営指針」にも記載されているため、すでに取り組んでき た内容となっています。「気づき」は、虐待が社会問題になっている今日において、児童館としても果たせる役割があるということです。現在、目黒区では児童相談所の設置に向けて、人材育成が進められています。乳幼児を含めた子どもたちと日常的に関わりをもつ児童館職員として、あるいは小学校低学年の子どもたちの日々の生活に関わる放課後児童クラブ職員として、果たせる役割があることが、行政側でも議論されているところです。したがって、児童館としても積極的に関係機関(子ども家庭支援センターなど)に出向き、いい関係性を築きながら、虐待の早期発見に役立っていきたいと考えています。



# 職員による自己評価



#### 1. 子どもの参画度…4

子どもが自己肯定感や自己実現力を高めることができるよう、普段から子どもの主体性を重視し、子どもの「~したい」を実現できるようサポートしています。しかし、最近の子どもたちは習い事が多く、児童館に滞在する時間が絶対的に減っており、自己実現の機会そのものが減っているように思います。

#### 2. 福祉的配慮・合理的配慮…5

目黒区では、医療的ケアが必要な子どもの受け入れも看護師を付ける条件で可にするなど、福祉課題のある子どもに対して最大限の配慮をしています。ただし、当館にはエレベーターがなく、ハード面においては改善の余地はあるものの、合理的配慮が必要な子どもの対応は職員が適宜行っています。

#### 3. 地域との連携…5

移動児童館の実施、住区の総会、青少年委員会、イベント等への参加などを含めると、年間で200回は地域に出向いています。

#### 4. 安全性…5

危機管理マニュアルがあります。東日本大震災発生以降は、見守りの体制を含め、見直しを行いました。ハード面においても、高い位置の棚にはモノを置かないようにしたり、扉ひらき防止のストッパーをつけたり、割れる危険のあるガラス製のものを撤去しました。避難訓練も、地震、火事、不審者など、いろいろなことを想定し、児童館と放課後児童クラブと合同で実施しています。

#### 児童館関係 資料



# 児童館の概要

#### 1. 事業の目的、内容

- ○児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- ○遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

#### 2. 設置状況

○ 4,477か所 公営: 2,595か所 民営: 1,882か所

<社会福祉施設等調査(平成30年10月1日現在)>

#### 3. 設置及び運営主体

○都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

#### 4. 児童館の設備と職員

○設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置

○職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

#### 5. 公的助成

○施設整備費

・平成2年度予算案

次世代育成支援対策施設整備交付金 (144億円) の

内数 [補助率:定額(1/3相当)]

○運営費

平成24年度から地方交付税措置

#### 6. 運営について

○児童館ガイドライン

児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本 的事項を示し、望ましい方向を目指すもの (平成30年10月子ども家庭局長通知)

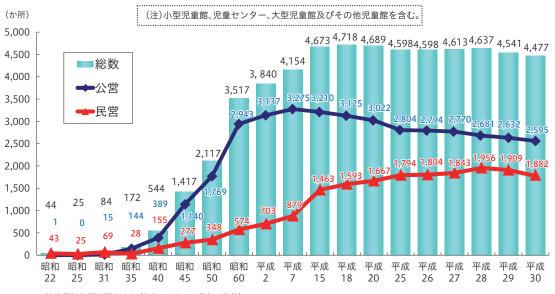
○児童館実践事例集

好事例を事例集としてとりまとめたもの(令和2年3月)



# 児童館数(公営・民営別)の推移

- ○児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長を背景とする子どもの事故の多発や留守家庭児童の増加等により急増した。
- ○平成18年に4,718か所まで増加し、その後はほぼ横ばい、微減で推移している。
- ○公営・民営別では、公営が平成7年から減少傾向にあり、民営は増加傾向にある。





# 児童館に係る法令等

<b>児童福祉法</b> (昭和22年法律第164号)	(児童厚生施設) 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とす る施設とする。			
児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)	第六章 児童厚生施設 ((設備の基準) 第37条、児童原生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 - 児童が国等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 - 児童館等屋外の児童厚生施設には、集会室、遊蔵室、図書室及び便所を設けること。 (職員) 第38条、児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 - 都追府県知事の指定する児童福祉施認の職員を養成する者でなければならない。 - 都追府県知事の指定する児童福祉施認の職員を養成する者でなければならない。 - 都追府県知事の指定する児童福祉施認の職員を養成する者を関かなければならない。 - 都追府県知事の指定する児童福祉施認の職員を養成する者を関かなければならない。 - 都追府県知事の指定する児童福祉施認の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 - 保育士 (特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別の収録定定得す」の資格を有する者 - 社会福祉士の資格を有する者 - 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者もとは、区間では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本			



# 児童館の種別機能・特徴

	.1. 亚山口 李 幼	児童センター		大型児童館	
	小型児童館		大型児童センター	A型	B型
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上
設置	市町村(特別区含)、 - 社団・財団法人、	市町村(特別区含)、 社団・財団法人、	市町村(特別区含)、 社団・財団法人、	都道府県	都道府県、
運営	社会福祉法人等	社会福祉法人等	社会福祉法人等	都道府県 ※社団・財団法人、社会福祉法人等に委託可	市町村、   社団・財団法人、   社会福祉法人 等
機能・ 特徴	・児童に遊びを与え、 健康を増進し情操 を豊かにする ・地域組織活動を促 進する	小型児童館機能 +体力増進指導機能 (+年長児童育成機能)	小型児童館機能 +特に年長児童の 活動に配慮	児童センター機能 +県内児童館の指導 及び連絡調整等の 中枢機能	児童センター機能 +自然の中で宿泊や 野外活動が行える 機能
対象児童	18歳未満の すべての児童 ※小地域の児童が対象特に 低学年や留守家庭児童	18歳未満の すべての児童 ※運動に欠ける幼児・ 低学年を優先	18歳未満の すべての児童 ※特に年長児童を優先	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象	18歳未満の すべての児童 ※広域の児童が対象引率者 にも配慮

<sup>※「</sup>児童館の設置運営について」(平成2年8月7日児発第123号厚生事務次官通知及び第967号厚生省児童家庭局長通知より作成)



# 児童の権利に関する条約(抄)

#### 【児童の権利に関する条約】(抄)

(平成六年五月十六日条約二)

#### 第二条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第三条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

#### 第四条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

#### 第五条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により 地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的 に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与え る責任、権利及び義務を尊重する。

#### 第六条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内 法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会 を与えられる。



# 児童の権利に関する条約(抄) 続き

#### 第十三条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
- (a) 他の者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

#### 第十四条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

#### 第十五条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

#### 第十八条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

## 第十九条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

## 第三十一条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。



# 児童福祉法 (抄)

## 【児童福祉法】(抄)

(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活 を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立 が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童 の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心 身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて 児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。
- 第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
  - 一 乳児 満一歳に満たない者
  - 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
  - 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
- ② (略)

#### 第六条の三(略)

- ② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が 労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な 遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- 第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
- ② (略)
- 第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
- 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める 基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するもの とする。
  - 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
  - 二 (略)
  - 三 (略)
- ③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。



# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)

## 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】(抄)

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

- 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の厚生 労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞ れ当該各号に定める規定による基準とする。
  - 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を 定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に 係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、 第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項におい で準用する場合を含む。)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十 三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第 八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十 四条から第九十七条までの規定による基準
  - 一 (略)
  - 三 (略)
  - 四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由 として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - 二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
  - 三 社会福祉士の資格を有する者
  - 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
  - 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
    - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又



# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄) 続き

は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

- ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得 したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を 専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて 地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。
- 第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。



# 児童館の設置運営について (平成2年8月7日厚生省発児第123号事務次官通知)

(別紙) 児童館の設置運営要綱

## 【児童館の設置運営について】

(平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 1 2 3 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通知) 〇第 9 次改正 (平成 2 4 年 5 月 1 5 日厚生労働省発雇児 0 5 1 5 第 5 号)

## 児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日付け厚生省発児第8号本職通知「児童館の設置 運営について」は廃止する。

(別 紙)

## 児童館の設置運営要綱

### 第1 総則

1 目的

児童館は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

- (1) 小型児童館
  - 小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。
- (2) 児童センター
  - (1) の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。 (特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。) の情操を 豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)
- (3) 大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

- ア A型児童館
- イ B型児童館
- ウ C型児童館
- (4) その他の児童館
  - (1)、(2) 及び(3) 以外の児童館。



(別紙) 児童館の設置運営要綱

#### 3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

#### 第2 小型児童館

#### 1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を 有するものであること。

#### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

- (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)
- (2)公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人(以下「社団・財団法人」という。)
- (3) 社会福祉法人
- (4) 次の要件を満たす上記(1) から(3) 以外の者(以下「その他の者」という。)
  - ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。
  - イ 社会的信望を有すること。
  - ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を 含むこと。
  - エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

#### 3 設備及び運営

#### (1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、 創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上(都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(以下「都市部特例」という。)においては、163.2平方メートル以上)とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上(都市部特例においては、138.84平方メートル以上)として差し支えないこと。

## (2) 職員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

#### (3) 運営

- ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。
- イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に 関する事項を規定する運営管理規定を定めること。
- ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

#### (4) その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営 基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。



(別紙) 児童館の設置運営要綱

#### 第3 児童センター

#### 1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び(運動を主とする。)を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとすること。

## 3 設備及び運営

#### (1) 設備

第2の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあっては、500平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支 えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有す ること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定 器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

### (2) 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとすること。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

## (3) 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 体力増進指導の内容及び方法

#### (ア) 指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う 必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

#### (イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志 指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとすること。

### イ 年長児童指導の内容及び方法

#### (ア) 指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

### (イ) 指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとすること。

#### ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。



(別紙) 児童館の設置運営要綱

また、大型児童センターにあっては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について 特に配慮すること。

#### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第4 大型児童館

## 1 A型児童館

#### (1)機能

第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館 (以下「県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとす ること。

#### (2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

### (3) 設備及び運営

#### ア設備

第3の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。

- (ア) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。
- (イ) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館 用車両を備えること。

#### イ 職員

第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

#### ウ運営

第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

- (ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。 なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

## 2 B型児童館

#### (1)機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域(以下「こども自然王国」という。)内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

(2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とすること。

### (3) 設備及び運営

#### ア設備

第2の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設(こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。)する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。

- (ア) 定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ(A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ)を有すること。 なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。
- (イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。



(別紙) 児童館の設置運営要綱

- (ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。
- (エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

#### イ 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとすること。

#### ウ運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

- (ア) 児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。
- (イ) 母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。
- (ウ) 利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

#### 3 C型児童館

C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

#### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

#### 第5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。



## 児童館の設置運営について (平成2年8月7日児発123第967号局長通知)

## 【児童館の設置運営について】

(平成 2 年 8 月 7 日児発第 9 6 7 号 各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省児童家庭局長通知) 〇第 5 次改正(平成 1 6 年 3 月 2 6 日雇児発第 0 3 2 6 0 1 6 号)

### 児童館の設置運営について

標記については、平成2年8月7日厚生省発児第123号をもって厚生事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あて通知されたところであるが、その運用に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日児発第48号本職通知「児童館の設置運営について」は、廃止する。

### 1 小型児童館

#### (1)機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。)の自主的な活動に対する支援を行うこと。

- イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。
- ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行う こと。
- エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

#### (2) 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児(以下「幼児」という。)、小学校1年~3年の少年(以下「学童」という。)及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。

## (3) 運営

#### ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親 クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴く こと。

#### イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要 に応じて登録すること等により把握しておくこと。

#### ウ 遊びの指導

小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第39条によるほか、次によるものであること。

- (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
- (イ) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう 配慮すること。
- (ウ)遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
- (エ) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

#### 工 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

(ア) 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。



(平成2年8月7日児発123第967号局長通知)

- (イ) 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。
- (ウ) 日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとすること。
- オ 地域社会及び関係機関等との連携
- (ア) 保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童 相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。
- (イ)遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者(ボランティア)に協力を 求めるとともに、その養成に努めること。

#### 2 児童センター

#### (1)機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

- ア 運動に親しむ習慣を形成すること。
- イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。
- ウ 大型児童センターにあっては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年 長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

#### (2) 対象児童

1の(2)に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。

また、大型児童センターにあっては、特に年長児童を優先すること。

#### (3) 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

## ア器材等

(ア) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・ 屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種 類に見合う器材を整備すること。

また、大型児童センターにあっては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動 に必要な備品等を整備すること。

なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

(イ) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

### イ 体力増進指導

- (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。 なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。
- (イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。
- (ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。

#### ウ 年長児童指導

- (ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。
- (イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。
- (ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。
- 工 留意事項

実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。

#### 3 大型児童館

(1) A型児童館

#### ア機能

2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

- (ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。) の情報を把握し、相互に利用できること。
- (イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)及びボランティアを育成すること。



(平成2年8月7日児発123第967号局長通知)

- (ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。
- (エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも 公開すること。
- (オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。
- イ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

- ウ 運営
  - 2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。
- (ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。
- (イ)集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、 効率的な利用に配慮すること。
- (ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。
- (エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。
- (2) B型児童館

#### ア機能

- 1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。
- (ア)川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他 自然とふれあう野外活動が行えること。
- (イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの 内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

## イ 設備

- (ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。
- (イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。
- ウ対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。

- 工 運営
  - 1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。
- (ア) 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。
- (イ) 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。
- (ウ) 野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。
- (エ) 児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。
- (オ) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

#### 4 設置及び運営の主体

平成2年8月7日発児第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。

ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

- イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した 経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。
- ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する 事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合 には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。



# 児童館ガイドラインの改正について

(平成30年10月1日子発1001第1号局長通知)

子 発 1001 第 1号 平成 30 年 10 月 1日

各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 各 中 核 市 市 長

> 厚生労働省子ども家庭局長 ( 公 印 省 略 )

児童館ガイドラインの改正について(通知)

このたび、平成23年3月に策定した「児童館ガイドライン」を別紙のとおり改正をしたので通知する。

改正の方向性としては、昨今の児童福祉法改正や、子どもの福祉的な課題への対応、子育て支援に対する児童館が持つ機能への期待を踏まえたものであり、主に次の観点から改正を行っている。

- ・児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の 尊重、子どもの最善の利益の優先等について示したこと
- ・児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理したこと
- ・子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示したこと
- ・児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の 不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと
- ・子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い 体験の取組の実施等内容を加筆したこと
- ・大型児童館の機能・役割について新たに示したこと

貴職におかれては、今般のガイドラインの改正を踏まえ、児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せてお願いする。

これに伴い、「児童館ガイドラインについて」(平成 23 年3月 31 日雇児発 0331 第9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の通知は廃止する。

本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。



(別紙)

## 「児童館ガイドライン」

### 第1章 総則

### 1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

#### 2 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

## 3 施設特性

#### (1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

#### (2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものと関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。



#### (3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

### ① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

### ② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

### ③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

## 4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの 保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

### 第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。 児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひと りの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

### 1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定す



るとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

#### 2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児 童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長 や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創 造できるようになる。

おおむね6歳~8歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね9歳~10歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね 11 歳~12 歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切にし始める。

#### 3 思春期

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども(以下「中・高校生世代」という。)が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

### 第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進 子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用す



る。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

## 2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、 専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様 子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったと ころを感じ取ることが大切である。

## 4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育 て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。



#### 第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

### 1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

### 2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

## 3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように 努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

### 4 配慮を必要とする子どもへの対応

(1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力



できるよう活動内容や環境について配慮すること。

- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような 問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための 包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社 会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮に努めること。

#### 5 子育て支援の実施

- (1) 保護者の子育て支援
  - ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
  - ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
  - ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
  - ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅 広い保護者の子育て支援に努めること。

## (2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育で支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。
- (3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組
  - ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
  - ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生み育てることの意



義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。

③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

### (4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすよう に努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

### 6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

### 7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

#### 8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)及び放課後児童クラブ運営 指針(平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基 づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
  - ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう



遊びや活動に配慮すること。

- ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後 児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について 配慮すること。
- ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

### 第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

### 1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

## 2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## 3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

(1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。



- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人 ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの 遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり 継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

#### 4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
  - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
  - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
  - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
  - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
  - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

### 5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応 を協議する機会を設けること。

## 第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。



#### 1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
  - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
  - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
  - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

#### 2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政 基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

## 3 運営管理

## (1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。
- (2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡
  - ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
  - ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

### (3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に開催する他、臨時的に対応すべき事項が生



じた場合は、適宜開催すること。

## (4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、 非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個 人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
  - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
  - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
  - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
  - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
  - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
  - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
  - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
  - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

### (5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応 の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決 に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

## (6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

#### 第7章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全 対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、 発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。



#### 1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

### (2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。
- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

### (3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、A ED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。 また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、 AEDの設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

### 2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に 努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

#### 3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために



臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校 等関係機関に連絡すること。

### 4 防災・防犯対策

(1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

### (2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置(学校 110 番・非常通報体制)や消火設備等(火災報知機、消火器)を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

### (3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成30年7月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

## (4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。

## 5 衛生管理

- (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

## 第8章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

### 1 家庭との連携

- (1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な 支援を行うこと。
- (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、



子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

(3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につな げるようにすること。

### 2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

#### 3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・ 児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全 と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

### 第9章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

#### 1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。



なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に 設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型 児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊び の機会を提供することが望ましい。

#### 2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、 次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務 局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

### 3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

### ※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図る ための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第6条第3項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において3つの類型が示されているが、本ガイ ドラインでは「A型児童館」及び「B型児童館」について記述している。



# 「児童館ガイドライン」の改正について

### 「児童館ガイドライン」の改正について(平成30年10月策定)

### 児童館ガイドラインの発出・改正の経緯

- ○児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童 館ガイドラインを発出した。
- ○その後、改正・施行された児童福祉法などの子どもの健全育成に関する法律との整合や今日的課題に対応する児童館活動の 現状を踏まえた児童館ガイドラインの見直しが課題となった。
- ○社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」(平成27年5月設置)及び同委員会に設置された「今後 の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」(平成29年2月設置)において、児童館ガイドラインの見直しについて 検討を行い、「児童館ガイドライン」改正案をとりまとめた。



地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充 を目指し、平成30年10月、改正「児童館ガイドライン」を自治体あてに通知した。

## 児童館ガイドラインの改正のポイント

※従前の児童館ガイドラインの6項目25節・約5,500字から、9章構成、39項目・約14,700字に拡充するととともに、児童館職員が具体的に参考になる ような内容及び平易な文章表現にした。

児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、 子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、 いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対 応を求めた。

児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新 たに示し、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。

子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳 幼児の触れ合い体験の取組の実施等内容を追加した。

子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。

大型児童館の機能・役割について新たに示した。



# 児童館ガイドラインの概要

## 第1章 総則

- 1 理念 児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先 して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。
- 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的 とする施設である。
- - 児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況にかかわりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。
  - 子どもにとって、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。 児童館の特性には、①拠点性、②多機能性、③地域性がある。
- 4 社会的責任 子どもの権利擁護/活動内容についての説明責任/プライバシーの保護や秘密保持/苦情対応 等

#### 第2章 子ども理解

○ 児童館では、その対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子どもの発達の特徴や過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子ど もの育成に努めることが求められる。

## 第3章 児童館の機能・役割

- 1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進 遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めること。 2 子どもの安定した日常の生活の支援子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、子どもの安定した日常の生活を支援すること。 3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応子どもと子育て家庭の課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に 対応すること
- 4 子育で家庭への支援子育で家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育で家庭を支援すること。 5 子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

## 第4章 児童館の活動内容

- 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。 2 子どもの居場所の提供
- 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に
- がいて実施して過ごされる場合によってある。 応じて援助を行うこと。 中・高校生世代も利用できる施設であることから、実際に利用可能な環境づくりに努めること。 子どもが意見を述べる場の提供 子どもの意見が尊重されるように努めること。児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるようにすること。子どもの話し合いの場を 計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。



# 児童館ガイドラインの概要

### 第4章 児童館の活動内容(続き)

4 配慮を必要とする子どもへの対応

障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応、不適 切な養育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、関係機関等との連携により、適切な支援を行うこと。障害のある子どもの利用 に当たっては、合理的配慮に努めること。

子育て支援の実施

子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し交流を促進すること。乳幼児を対象とした活動の実施や、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組を推進す ること。地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割を果たすこと。 6 地域の健全育成の環境づくり

児童館活動に関する理解や協力が得られるよう努めること。地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童 館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

ポーストルース (1887年) 1887年 1887年

などに努めること。
放課後児童クラブの実施と連携

児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて行うよう努め ること。

#### 第5章 児童館の職員

1 児童館活動及び運営に関する業務

70星紀元二次(1915年) 児童館の目標や事業計画、活動計画の作成/遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓/活動や事業の結果の職員間での共有・振り返り/会議・打合せ/ 利用状況や活動内容、業務の実施状況や施設の管理状況等の記録/広報活動

利用者の把握と運営統括/児童厚生員の業務の円滑化/地域の社会資源等との連携/苦情や要望への対応/子育てに関する相談対応や関係機関との連携/保護者への連

3 児童厚牛員の職務

子どもの育ち・子育てに関する地域の実態把握/子どもの遊びの援助や子どもと子ども集団の主体的な成長への支援/特に援助が必要な子どもへの支援/子どもの遊びや 生活の環境の整備/児童虐待防止のための保護者等への情報提供、早期発見/配慮が必要とされる子どもの個別記録の作成/子育てに関する相談対応

・ 倫理規範の遵守(子どもの人権尊重・権利擁護、子どもの性差・個人差の配慮、国籍や信条等による差別的な取扱いの禁止、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の 禁止、個人情報・プライバシー保護、保護者や地域住民との信頼関係の構築)/身だしなみへの留意/倫理規範の明文化

児童館職員の研修

児童館の職員や運営主体が積極的に資質向上に努めること/運営主体や市町村・都道府県による研修の実施/研修の日常活動への反映

#### 第6章 児童館の運営

1 設 集会室、遊戯室、図書室等や事務執行に必要な設備のほか、必要に応じた設備や備品を設けること。乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を

果芸主、遊戯主、図書主等や事務執行に必要な設備のはが、必要に応じた設備や備品を設けること。 乳別児や障害のあるすどもの利用に当たって、女主を 確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮すること。 子どもの福祉や地域の実情を理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。運営内容について自己評価及び 結果の公表に努め、利用者や地域住民等の意見を取り入れること。可能な限り第三者評価を受けること。 地域の実情に合わせて開館日や開館時間を設定すること。利用する子どもについての把握・保護者との連絡を行うこと。運営協議会等を設置すること。運 2 運営主体

3 運営管理 営管理の規定、責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組むこと。要望、苦情へ迅速かつ組織的な対応を図ること。 職員体制と勤務環境を整備すること。

#### 第7章 子どもの安全対策・衛牛管理

安全管理・ケガの予防 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えておくこと。

アレルギー対策 感染症対策等

4 防災・防犯対策

5 衛牛管理

### 第8章 家庭・学校・地域との連携

家庭との連携 家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。特に援助が必要な子どもには、関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと

派庭と連制をとう適切な又接を行うこと。 民童館の活動や学校の行事、子どもの様子等について、適切な情報交換を行うこと。子どもの安全管理上の問題等が発生した場合、適切な対応がとれるよう学校との連絡体制を整えておくこと。 地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くこと。子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より地域の子ども 学校との連携

の安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。

### 第9章 大型児童館の機能・役割

大型児童館は、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。他の機能を有する施設との併設等の場合

にも、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮されることが求められる。 県内児童館の情報の把握や相互利用、運営等の指導、館長や児童厚生員等の研修、児童館活動の啓発、地域組織活動等の連絡調 2 県内児童館の連絡調整・支援

整等、大型児童館相互の連携や積極的な情報交換を行うこと。 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発、普及を図ること。児童館のない地域等に出向き、遊びの提供等に努め

3 広域的・専門的健全育成活動の展開 ること。優良な児童福祉文化財の保有や活用、児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を行うこと

# 「児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集」 作成委員会

-制作委員(五十音順)

安部 芳絵 工学院大学 准教授

斉藤 朋行 東久留米市児童青少年課 主査

佐野 真一 公益財団法人児童育成協会 (港区立麻布子ども中高生プラザ 館長)

**屶網** 良 一般財団法人 児童健全育成推進財団



児童館ガイドラインに基づく 児童館実践事例集

令和2年3月 厚生労働省 発行

編集協力・デザイン・印刷 株式会社 トライ

# 児童館ガイドラインに基づく



令和2年3月

